

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第1節 犯罪情勢とその対策

第2節 警察捜査のための基盤整備

第3節 地域住民の安全安心確保のための取組

第4節 良好な治安確保のための基盤構築に
向けた取組

第2章

CHAPTER 2



第1節

犯罪情勢とその対策

我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数については、平成30年（2018年）は81万7,338件となり、前年に引き続き戦後最少を更新した。その内訳を見ると、官民一体となった総合的な犯罪対策や様々な社会情勢の変化を背景に、総数に占める割合の大きい街頭犯罪及び侵入犯罪については、平成14年をピークに一貫して減少している^(注1)。しかし、特殊詐欺については、前年比では減少したものの、依然として高い水準にあり、その犯行手口も変化しているなど、深刻な状況が続いている。

また、刑法犯認知件数以外の指標について見ると、サイバー犯罪の検挙件数が高い水準で推移している中、警察庁が検知したサイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数が増加傾向^(注2)にあり、その標的も拡大している状況がうかがわれる。これらの指標をもって情勢を正確に把握することは難しいものの、近年、国内外で様々なサイバー攻撃や仮想通貨の不正送信事犯等が発生していることを踏まえると、サイバー空間における脅威は深刻化している状況にあるといえる。

ストーカー事案については、前年比では減少したものの、引き続き、相談等件数及び検挙件数が高い水準で推移^(注3)している。また、配偶者からの暴力事案等及び児童虐待についても、配偶者からの暴力事案等の相談等件数及び虐待の通告児童数が増加傾向にあり、その検挙件数もそれぞれ増加傾向^(注4)にある。これらの指標をもって事案の発生状況を正確に把握することは難しいものの、情勢は引き続き留意すべきものといえる。内閣府が実施している「治安に関する世論調査」^(注5)でも、身近な不安を感じる犯罪としてインターネット利用犯罪や特殊詐欺に加えてストーカー行為を挙げる国民が増加していることがうかがえる。

このように、近年の犯罪情勢は、総数に占める割合の大きい罪種・手口を中心に刑法犯認知件数の総数が継続的に減少しているものの、必ずしも当該指標では捉えられない情勢もあり、依然として予断を許さない状況にある。

注1：罪種別にみると、窃盗及び器物損壊等で前年からの減少数の約90%を占めている。

2：151頁参照

3：88頁参照

4：88、89頁参照

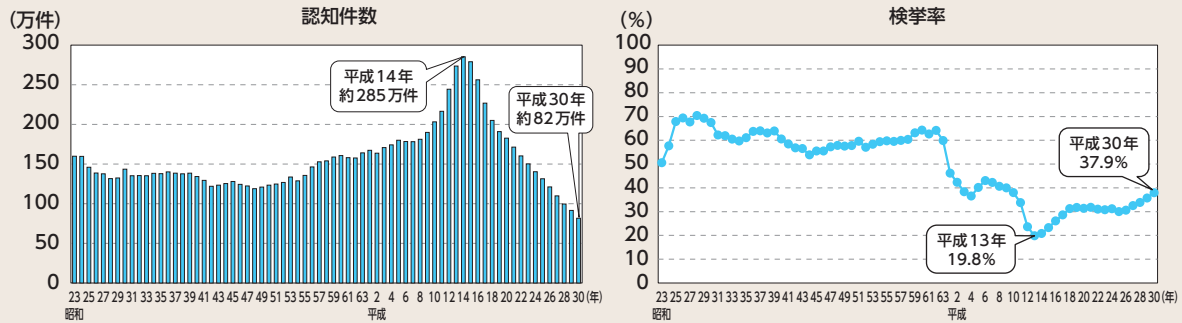
5：平成29年9月実施（<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h29/h29-chian.pdf>）。本調査において、不安を感じる犯罪として「ストーカー行為」を挙げた人の割合は、平成24年調査における24.8%から33.1%へ増加した。また、「インターネットを利用した犯罪」を挙げた人の割合は42.3%から60.7%へ、「振り込め詐欺や悪質商法などの詐欺」を挙げた人の割合は43.4%から50.4%へそれぞれ増加した。

1 刑法犯

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知・検挙状況の推移は、図表2-1のとおりである。

図表2-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和23～平成30年）

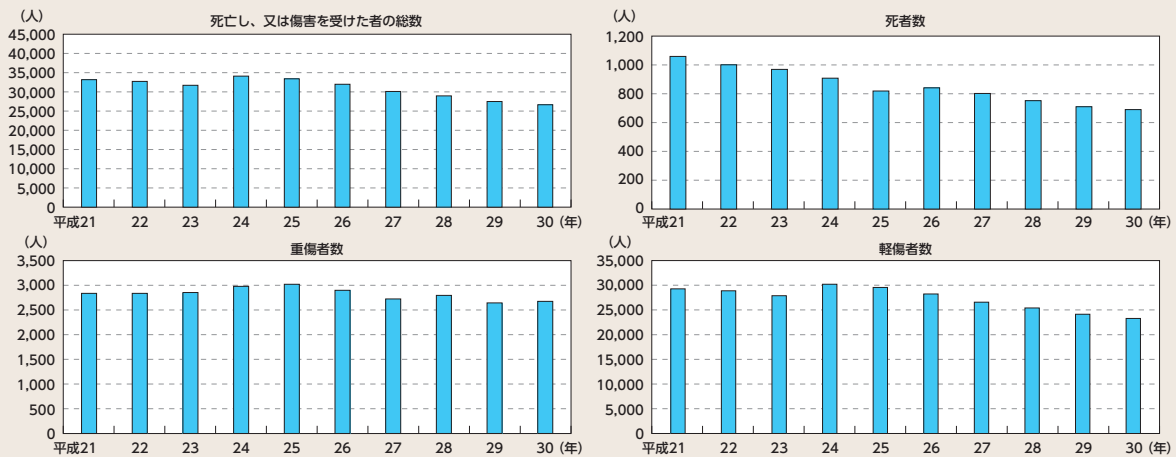


区分	年次	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		1,713,832	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338
検挙件数 (件)		544,699	497,356	462,535	437,610	394,121	370,568	357,484	337,066	327,081	309,409
検挙人員 (人)		332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094
検挙率 (%)		31.8	31.0	30.8	31.2	30.0	30.6	32.5	33.8	35.7	37.9

(2) 刑法犯による身体的被害の状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図表2-2のとおりである。平成15年以降、いずれの数も減少傾向にある。

図表2-2 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移（平成21～30年）



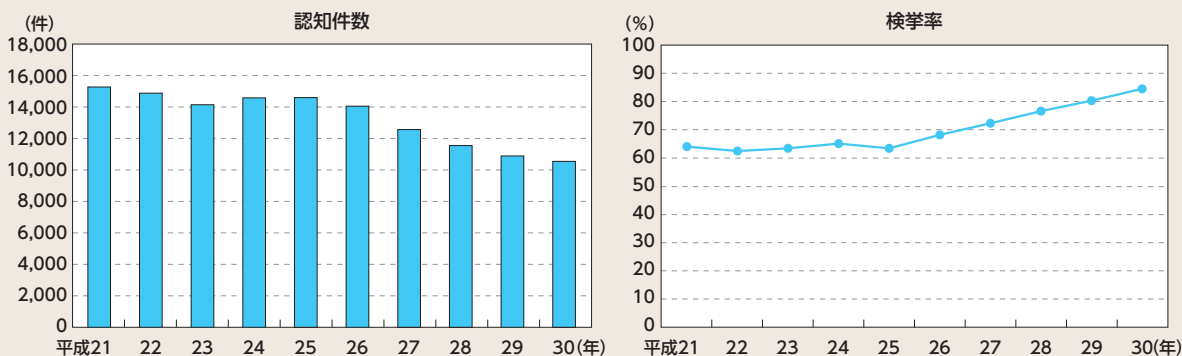
区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総数 (人)		33,175	32,723	31,712	34,096	33,399	31,979	30,103	28,957	27,490	26,651
死者		1,059	1,001	969	908	819	841	802	752	710	690
重傷者		2,837	2,837	2,854	2,979	3,021	2,899	2,724	2,796	2,644	2,675
軽傷者		29,279	28,885	27,889	30,209	29,559	28,239	26,577	25,409	24,136	23,286

注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

(3) 重要犯罪^(注)の認知・検挙状況

重要犯罪の認知・検挙状況の推移は、図表2-3のとおりである。平成30年中の重要犯罪の認知件数は、ピーク時である平成15年の2万3,971件と比べ1万3,427件（56.0%）減少した。検挙率は、平成25年以降は上昇傾向にあり、平成30年は84.5%であった。

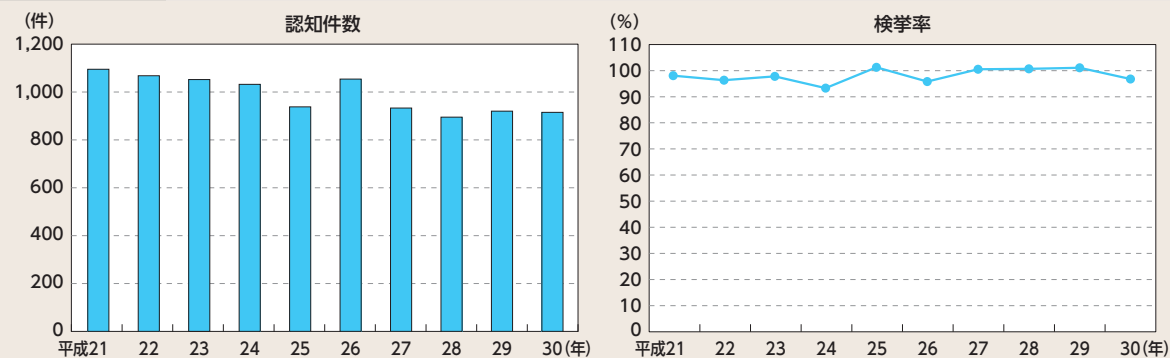
図表2-3 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成21～30年）



① 殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図表2-4のとおりである。

図表2-4 殺人の認知・検挙状況の推移（平成21～30年）

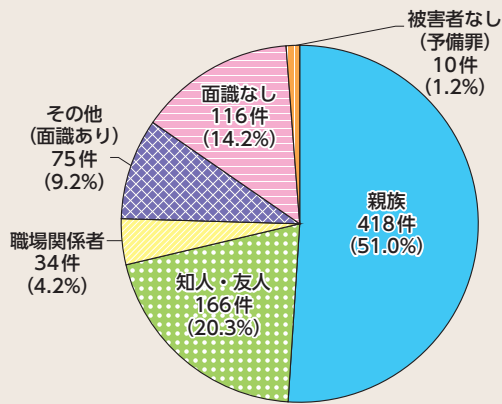


区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		1,095	1,068	1,052	1,032	938	1,054	933	895	920	915
検挙件数 (件)		1,074	1,029	1,029	963	950	1,010	938	901	930	886
検挙人員 (人)		1,036	999	971	899	906	967	913	816	874	836
検挙率 (%)		98.1	96.3	97.8	93.3	101.3	95.8	100.5	100.7	101.1	96.8

注：検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

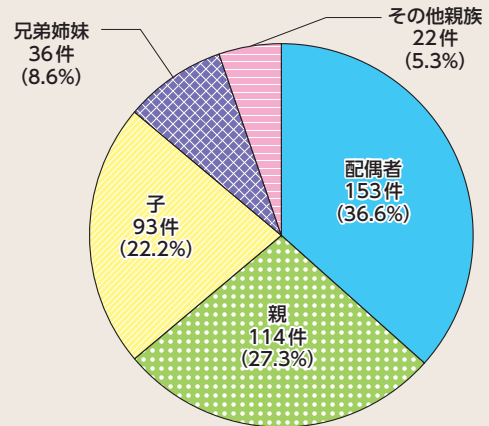
注：殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買

図表 2-5 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(平成30年)



注：解決事件を除く。

図表 2-6 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(平成30年)

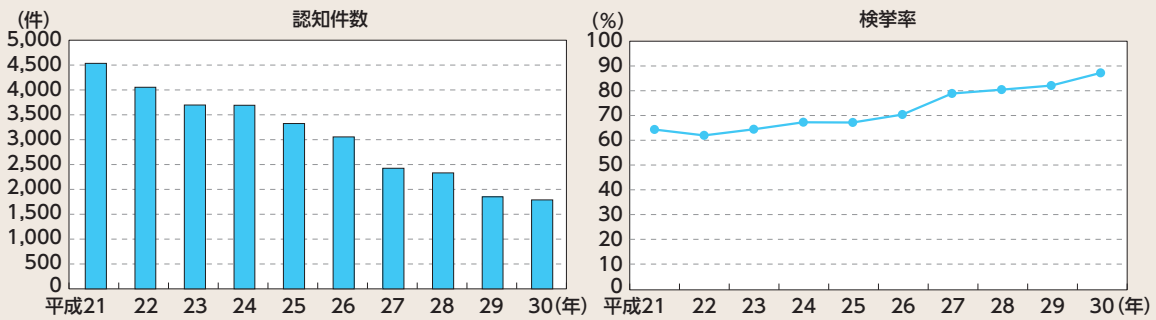


注1：解決事件を除く。
注2：続柄は、被害者から見た被疑者との続柄である。

② 強盗

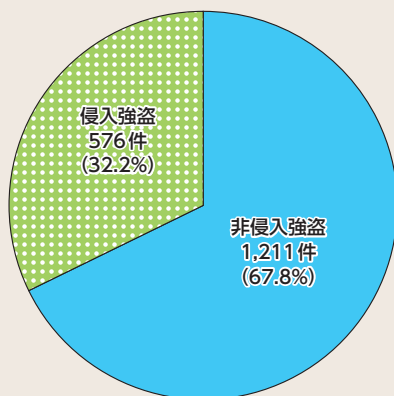
強盗の認知・検挙状況の推移は、図表 2-7のとおりである。

図表 2-7 強盗の認知・検挙状況の推移(平成21~30年)

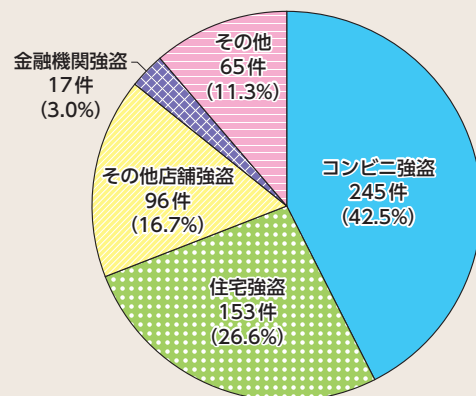


区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数(件)		4,535	4,051	3,695	3,691	3,324	3,056	2,426	2,332	1,852	1,787
検挙件数(件)		2,923	2,516	2,385	2,486	2,236	2,154	1,915	1,878	1,521	1,559
検挙人員(人)		3,069	2,568	2,431	2,430	2,255	2,096	1,972	1,984	1,704	1,732
検挙率(%)		64.5	62.1	64.5	67.4	67.3	70.5	78.9	80.5	82.1	87.2

図表 2-8 強盗の手口別認知状況(平成30年)



図表 2-9 侵入強盗の手口別認知状況(平成30年)

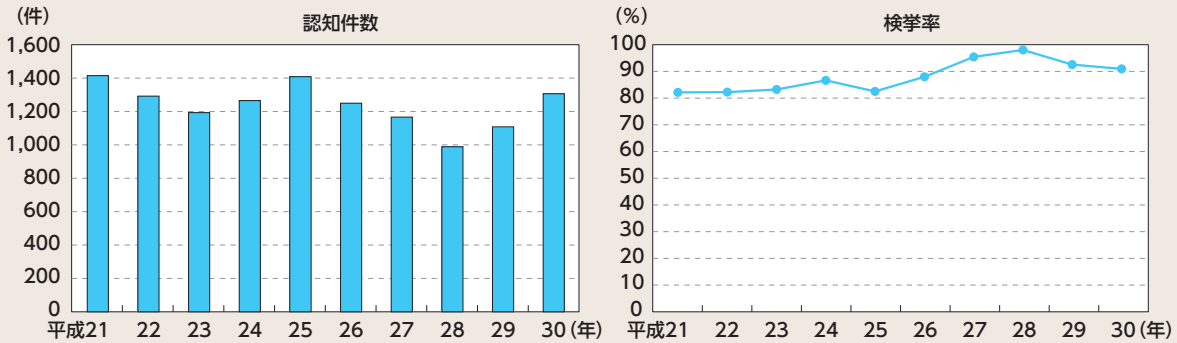


③ 強制性交等・強制わいせつ

強制性交等の認知・検挙状況の推移は、図表2-10のとおりである。

また、強制わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表2-11のとおりである。

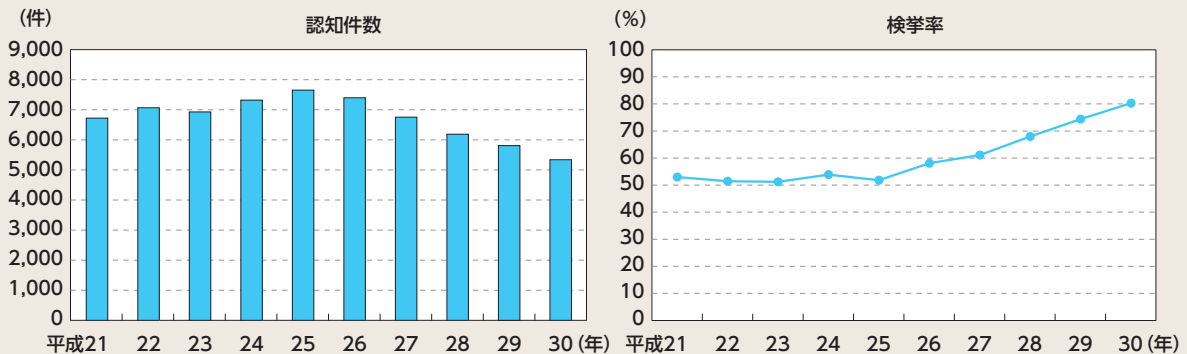
図表2-10 強制性交等の認知・検挙状況の推移（平成21～30年）



区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		1,415	1,293	1,193	1,266	1,409	1,250	1,167	989	1,109	1,307
検挙件数 (件)		1,163	1,063	993	1,097	1,163	1,100	1,114	970	1,027	1,190
検挙人員 (人)		918	803	768	858	937	919	933	875	910	1,088
検挙率 (%)		82.2	82.2	83.2	86.7	82.5	88.0	95.5	98.1	92.6	91.0

※刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

図表2-11 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成21～30年）

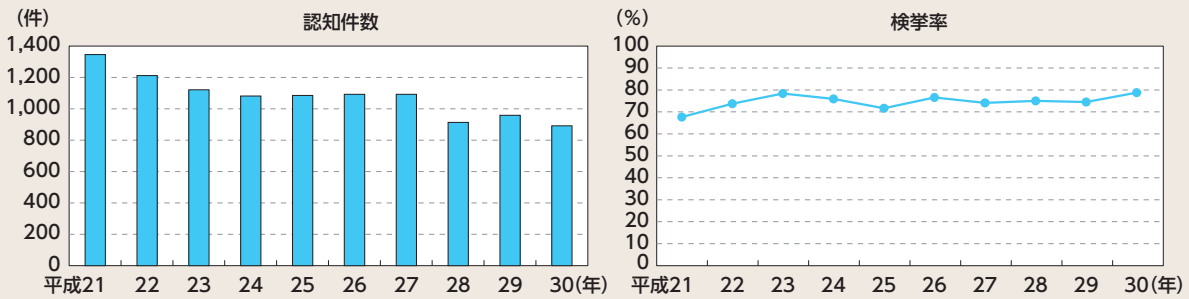


区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		6,723	7,068	6,929	7,321	7,654	7,400	6,755	6,188	5,809	5,340
検挙件数 (件)		3,563	3,637	3,550	3,946	3,967	4,300	4,129	4,207	4,320	4,288
検挙人員 (人)		2,129	2,189	2,217	2,451	2,487	2,602	2,644	2,799	2,837	2,923
検挙率 (%)		53.0	51.5	51.2	53.9	51.8	58.1	61.1	68.0	74.4	80.3

④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表2-12のとおりである。

図表2-12 放火の認知・検挙状況の推移（平成21～30年）

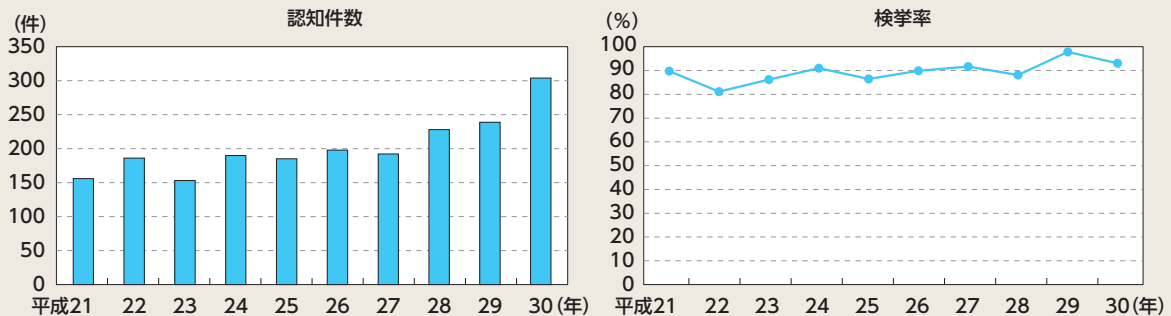


区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		1,347	1,212	1,122	1,081	1,086	1,093	1,092	914	959	891
検挙件数 (件)		913	895	880	822	779	837	810	686	715	702
検挙人員 (人)		631	651	616	592	549	598	591	577	579	537
検挙率 (%)		67.8	73.8	78.4	76.0	71.7	76.6	74.2	75.1	74.6	78.8

⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表2-13のとおりである。略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別で見ると、女性が被害者である割合は、平成30年は81.3%であった。

図表2-13 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成21～30年）



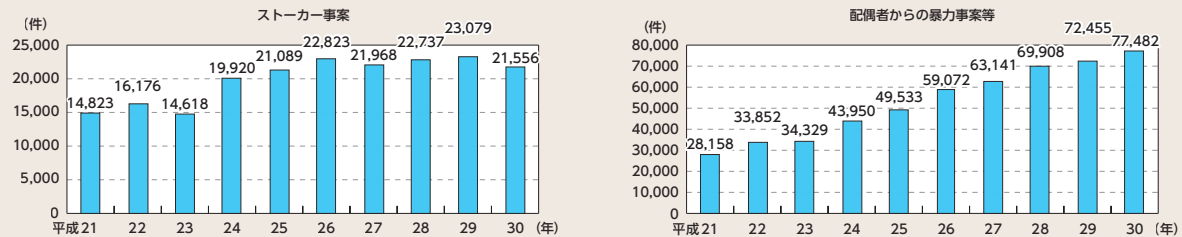
区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		156	186	153	190	185	198	192	228	239	304
検挙件数 (件)		140	151	132	173	160	178	176	201	234	283
検挙人員 (人)		101	107	118	137	154	144	160	185	186	257
検挙率 (%)		89.7	81.2	86.3	91.1	86.5	89.9	91.7	88.2	97.9	93.1

2 人身安全関連事案の現状と対策

(1) 現状

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等^(注1)の相談等件数及び対応状況の推移は図表2-14から図表2-16のとおりである。ストーカー事案の相談等件数は近年増加傾向にあり、また、平成30年中の配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、配偶者暴力防止法^(注2)の施行以降、最多となった。

図表2-14 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移（平成21～30年）



注：ストーカー事案には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。配偶者からの暴力事案等は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

図表2-15 ストーカー事案への対応状況の推移（平成26～30年）

区分	年次	26	27	28	29	30	前年比増減 ^(注)
刑法等検挙（件）	総計	1,917	1,872	1,919	1,699	1,594	△105 (△6.2%)
	殺人（既遂）	5	0	1	1	1	0 (0.0%)
	殺人（未遂）	9	11	11	8	4	△4 (△50.0%)
	暴行	179	169	165	167	149	△18 (△10.8%)
	傷害	213	197	180	107	89	△18 (△16.8%)
	脅迫	465	362	363	285	231	△54 (△18.9%)
	住居侵入	309	315	345	305	311	6 (2.0%)
その他	737	818	854	826	809	△17 (△2.1%)	
ストーカー規制法違反検挙（件）	総計	613	677	769	926	870	△56 (△6.0%)
	ストーカー行為罪	598	647	735	884	762	△122 (△13.8%)
	禁止命令等違反	15	30	34	42	108	66 (157.1%)
ストーカー規制法に基づく対応	警告（件）	3,171	3,375	3,562	3,265	2,451	△814 (△24.9%)
	禁止命令等（件）	149	145	173	662	1,157	495 (74.8%)
	警察本部長等への援助の申出の受理件数（件）	7,649	8,139	8,252	9,007	7,647	△1,360 (△15.1%)
その他の対応	加害者への指導警告（件）	9,426	9,858	11,598	12,264	11,210	△1,054 (△8.6%)
	被害者への防犯指導（件）	19,680	19,703	22,097	22,549	21,358	△1,191 (△5.3%)

注：平成29年の数値と比較した平成30年の増減数（括弧内は増減率）

図表2-16 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（平成26～30年）

区分	年次	26	27	28	29	30	前年比増減 ^(注1)
刑法等検挙（件）	総計	6,875	7,914	8,291	8,342	9,017	675 (8.1%)
	殺人（既遂）	3	3	2	1	2	1 (100.0%)
	殺人（未遂）	99	96	100	90	109	19 (21.1%)
	暴行	3,202	4,091	4,409	4,510	5,233	723 (16.0%)
	傷害	2,890	2,963	2,991	2,934	2,958	24 (0.8%)
	脅迫	144	143	153	149	110	△39 (△26.2%)
	住居侵入	58	59	62	63	46	△17 (△27.0%)
その他	479	559	574	595	559	△36 (△6.1%)	
保護命令違反検挙（件）	120	106	104	80	71	△9 (△11.3%)	
配偶者暴力防止法に基づく対応	裁判所からの書面提出要求 ^(注2) （件）	2,967	2,794	2,505	2,223	2,092	△131 (△5.9%)
	裁判所からの保護命令通知 ^(注3) （件）	2,576	2,415	2,143	1,859	1,726	△133 (△7.2%)
	警察本部長等への援助の申出の受理件数（件）	20,741	21,642	21,271	21,904	21,846	△58 (△0.3%)
その他の対応	加害者への指導警告（件）	25,598	31,752	39,851	44,361	51,172	6,811 (15.4%)
	防犯指導・防犯機器貸出し（件）	52,556	55,055	62,129	66,042	72,040	5,998 (9.1%)

注1：平成29年の数値と比較した平成30年の増減数（括弧内は増減率）

注2：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を求められた件数

注3：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

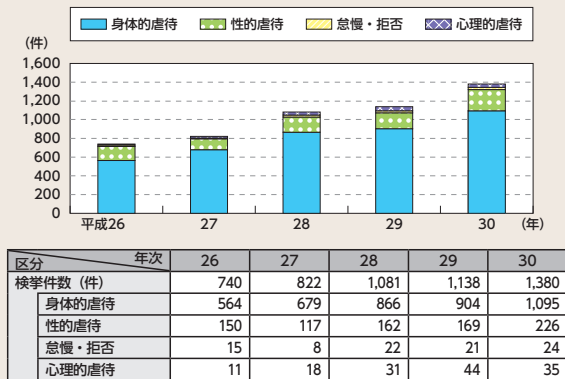
注1：平成25年6月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

注2：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

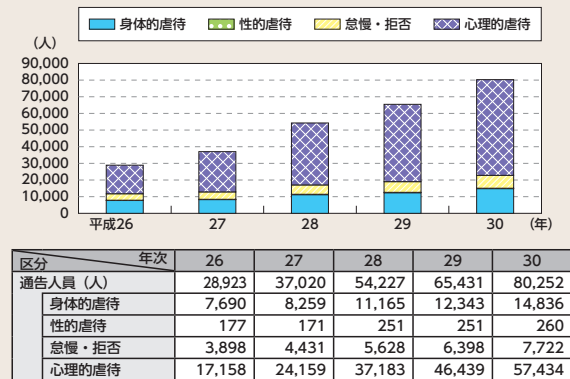
児童虐待事件については、平成30年中の検挙件数は1,380件、検挙人員は1,419人と、統計をとり始めた平成11年以降、過去最多となった。また、態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の約8割を占めている。

また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加しており、平成30年中は過去最多の8万252人ととなった。態様別では、特に心理的虐待の増加が著しく、平成30年中は5万7,434人と全体の約7割を占めている。

図表2-17 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移 (平成26～30年)



図表2-18 警察から児童相談所に通告した児童数の推移 (平成26～30年)



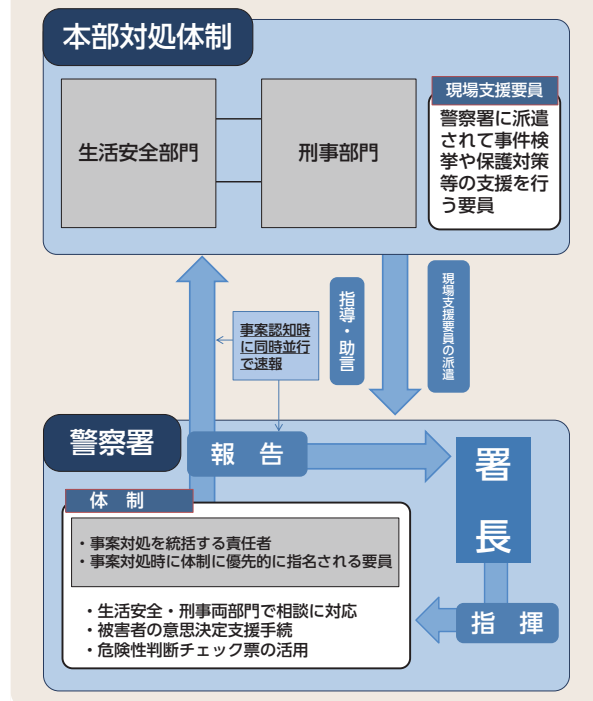
(2) ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対策

① 迅速かつ的確な対処の徹底

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい事案である一方で、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものである。

警察では、平成26年4月までに、警視庁及び道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、平成25年から順次、被害者の意思決定支援手続及び危険性判断チェック票^(注1)を導入している。さらに、平成27年度から、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担することとしている^(注2)。

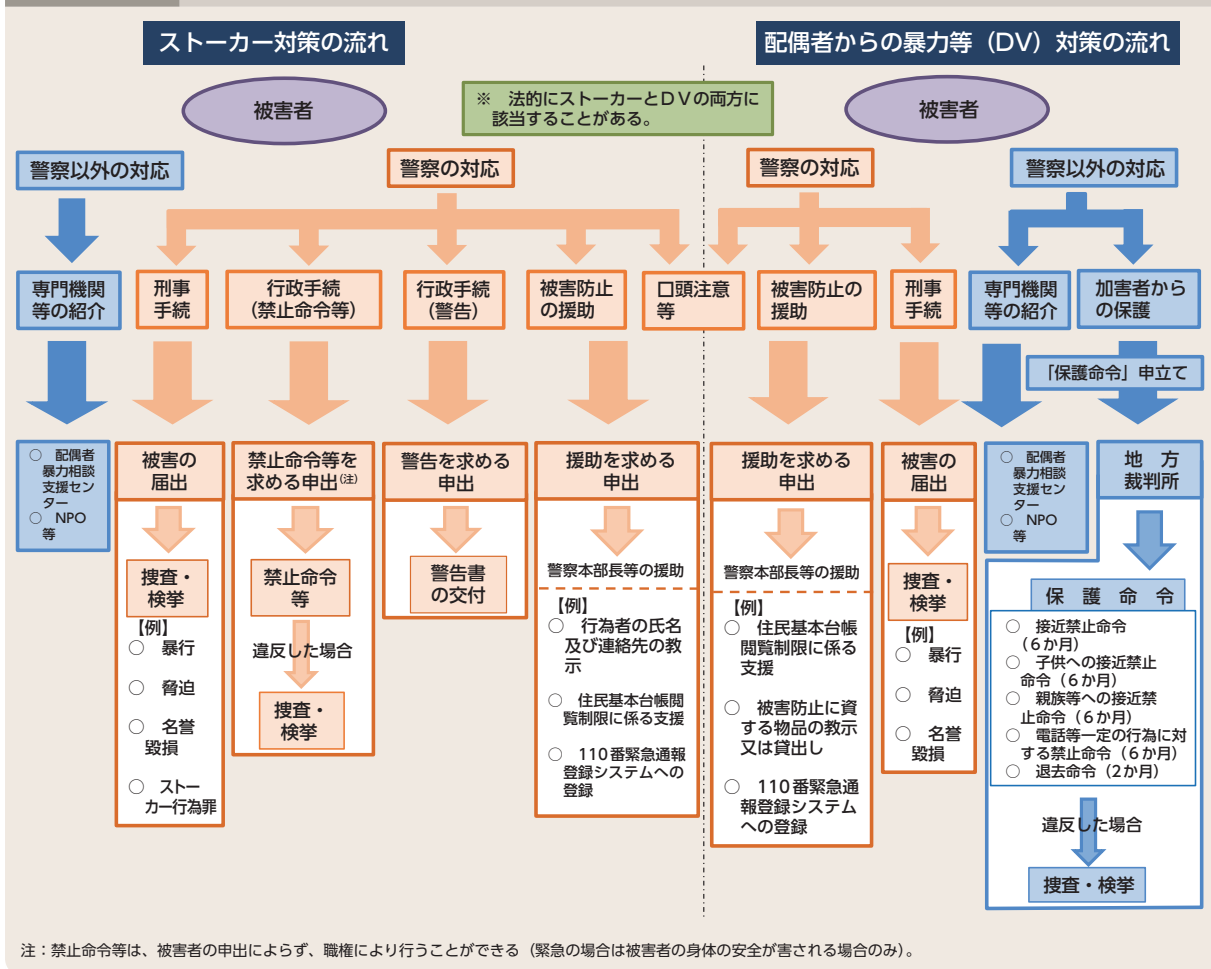
図表2-19 体制の確立



注1：ストーカー事案や配偶者からの暴力事案について相談をした被害者から、被害者本人や加害者の性格、日常行動等に関する項目についてアンケート方式で聴取り、その回答に基づいて殺人等の重大事案に発展する危険性・切迫性を判断する上での参考資料とするための票

2：222頁参照

図表 2-20 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



CASE

平成29年6月、会社から、「勤務している女性を誹謗中傷するメールが送信されてきた」との相談を受理した。過去に、同女性に対して一方的な好意を抱き、脅迫メールを送信して逮捕・起訴され、執行猶予中であつた男（48）が、送信時間の指定が可能なメール配信サービスを利用して、家電量販店に陳列されていたタブレット端末から、同女性を誹謗中傷するメールを送信していた事実が判明したため、平成30年3月、同男をストーカー規制法違反で逮捕した（滋賀）。

② 関係機関・団体と連携したストーカー対策

ストーカー事案に対し実効性のある対策を行うためには、社会全体での取組が必要であることから、警察庁では、平成27年3月にストーカー総合対策関係省庁会議が策定した「ストーカー総合対策」、同年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、被害防止のための広報啓発、加害者に関する取組等を推進している。

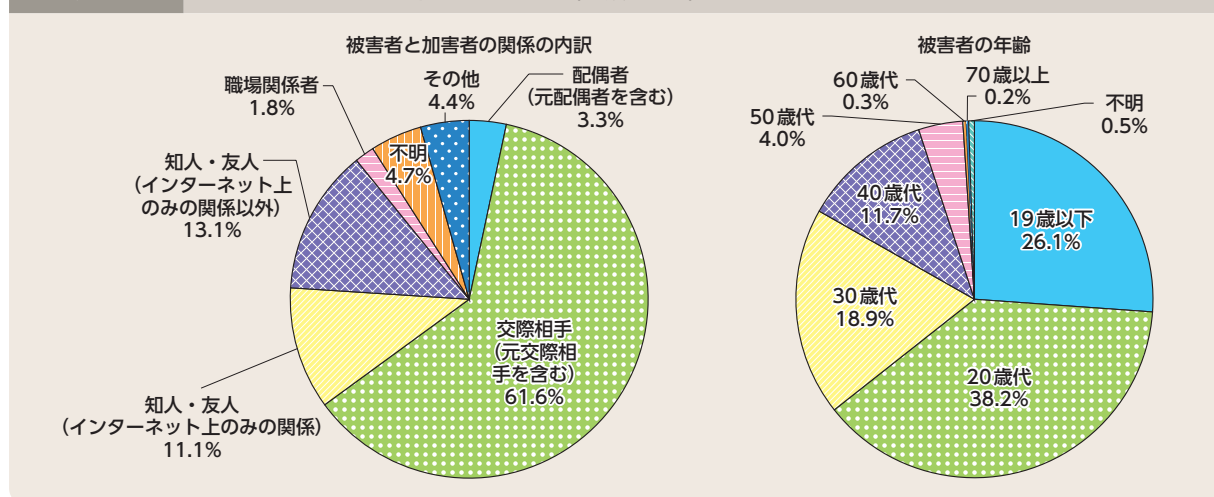
警察においては、平成28年度から、警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進している。

③ リベンジポルノ等への対策

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、画像情報等の不特定多数の者への拡散が容易になったことから、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等を撮影対象者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為（リベンジポルノ等）により、被害者が長期にわたり回復し難い精神的苦痛を受ける事案が発生している。

平成30年中の私事性的画像^(注1)に関する相談等の件数^(注2)は1,347件であった。このうち、被害者と加害者の関係については、交際相手（元交際相手を含む。）が61.6%、インターネット上のみの関係にある知人・友人が11.1%を占めており、また、被害者の年齢については、20歳代が38.2%、19歳以下が26.1%を占めている。さらに、私事性的画像被害防止法の適用による検挙件数は36件、脅迫、児童買春・児童ポルノ禁止法^(注3)違反等の他法令による検挙は217件であった。

図表2-21 私事性的画像に係る相談等の状況（平成30年）



警察では、このような事案について、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じている。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っている。

CASE

平成30年8月、複数の会社から、「女性の裸の写真及び氏名等が記載された文書が郵送されてきた」との相談を受理した。同女性を特定の上、事情聴取等を行ったところ、元交際相手の男（59）及びその妻（58）が当該写真等を郵送していたことが判明したため、同年9月、同男らを私事性的画像被害防止法違反（私事性的画像記録物提供）等で逮捕した（新潟）。

注1：私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（以下「私事性的画像被害防止法」という。）第2条第1項に定める性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像をいう。

注2：私事性的画像記録又は私事性的画像記録物に関する相談のうち、私事性的画像被害防止法やその他の刑罰法令に抵触しないものを含む。

注3：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

(3) 関係機関と連携した児童虐待事案への対策

児童虐待は、主に家庭内で発生し、潜在化しやすい事案であることから、警察では、児童の安全確保を最優先とした対応を行っており、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、現場臨場等を行い、警察職員が児童の安全を直接確認するように努めているほか、必要な捜査を積極的に行い、児童の死亡等事態が深刻化する前に児童を救出及び保護することができるようにしている。

また、児童を迅速かつ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しつつ、連携して対処することが重要となることから、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の児童相談所への確実な通告の実施、通告に際しての事前照会の徹底等、児童相談所等との情報共有を図るとともに、必要に応じて地域の要保護児童対策地域協議会^(注)に参加するなど、関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

さらに、事情聴取に伴う児童の負担軽減及び供述の信用性の担保に配慮する必要があることから、児童相談所、検察等の関係機関との更なる連携強化を図り、情報共有を促進するとともに、代表者による聴取を含めた事情聴取方法についての検討・協議等を推進している。

memo

東京都目黒区及び千葉県野田市における児童虐待事件の発生に伴う政府の対応について

(1) 東京都目黒区における児童虐待事件

平成30年3月、東京都目黒区において、当時5歳の女兒が虐待により死亡する事件が発生した。同事件を受けて、同年7月、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定された。

警察では、当該決定を踏まえ、児童相談所との情報共有を強化するとともに、子供の安全確認ができない場合の立入調査に際して児童相談所から援助要請を受けた場合に確実な対応を行うなど、各種取組を推進している。

(2) 千葉県野田市における児童虐待事件

平成31年1月、千葉県野田市において、当時10歳の女兒が虐待により死亡する事件が発生した。同事件を受けて、同年2月及び3月、関係閣僚会議が開催され、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」及び「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が決定された。

警察では、これらの決定を踏まえ、今後、児童相談所における警察OB等の配置への協力、虐待通告等の対応に関して保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合における学校等と共同した対処等、関係機関との連携強化に向けた取組を推進していくこととしている。

CASE

平成30年3月、児童相談所から警察署に、「栄養失調により衰弱した児童が病院に運ばれている」との通報があった。児童相談所及び検察庁と協議して、三者の代表者により同児童から事情聴取を行い、同年5月、同児童の父親（48）及び母親（31）を保護責任者遺棄致傷罪で逮捕した（香川）。

注：児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

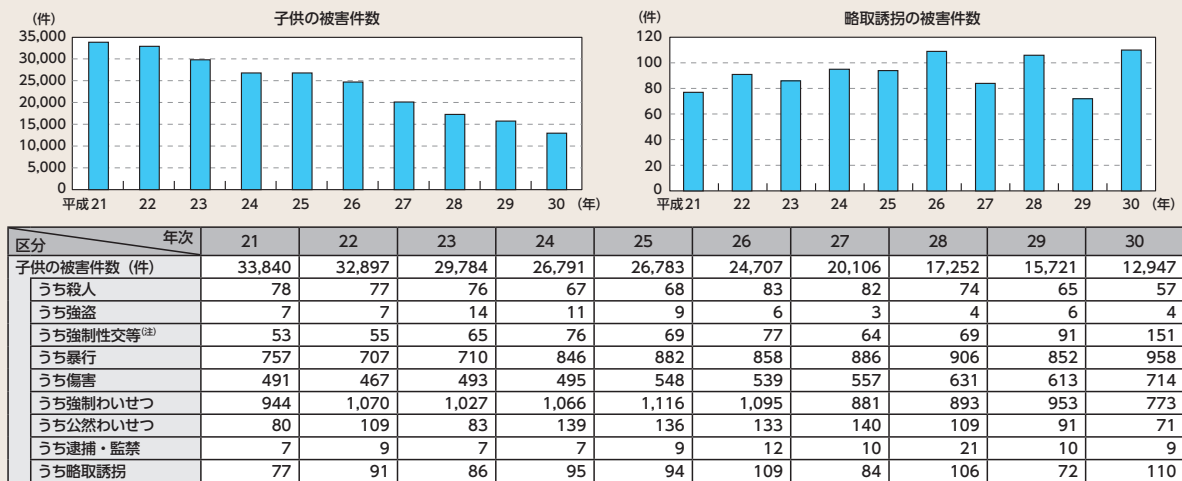
3 子供の安全を守るための取組

(1) 子供を犯罪から守るための取組

① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は、図表2-22のとおりであり、減少傾向にある。同図表に掲げる罪種のうち、認知件数に占める子供の被害件数の割合が最も高い罪種は略取誘拐であり、平成30年中は36.2%（認知件数304件のうち110件）であった。

図表2-22 子供（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移（平成21～30年）



注：刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強姦等」に変更した。

② 子供の生活空間における安全対策^(注)

ア 学校や通学路の安全対策

警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校することなどができるよう、制服を着用した警察官による通学路や通学時間帯に重点を置いたパトロールを強化している。また、退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱し学校へ派遣しているほか、地方公共団体、防犯ボランティア団体、地域住民等と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保を推進している。

イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験できる防犯教室、地域安全マップ作成会等に関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

注：50、51頁（トピックスⅠ 登下校時における子供の安全を守るための警察の取組）参照

CASE

徳島県警察では、子供の見守り活動等を強化することを目的に、青色回転灯装備車両によるパトロールを行う県内の防犯ボランティア団体に対して、ドライブレコーダー及び「ドライブレコーダー作動中」と記載されたマグネットプレートを配布した。また、配布したドライブレコーダーを搭載した車両を使用した不審者対応訓練を実施するなど、防犯ボランティアに対する支援を推進している。



青色回転灯装備車両に警察が配布したマグネットプレートを設置している状況

③ 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、平成21年以降、警視庁及び道府県警察本部に設置された子供女性安全対策班(JWAT^(注1))が、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じている。検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

④ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用

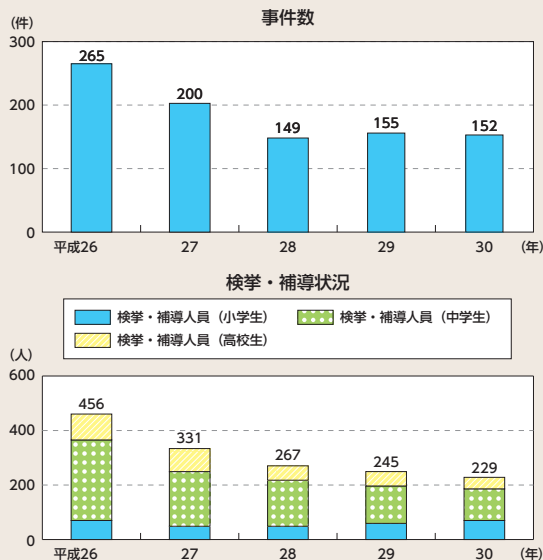
警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

(2) いじめ事案への対応

近年のいじめ^(注2)に起因する事件数及び検挙・補導状況は図表2-23のとおりである。また、平成30年中の検挙・補導人員(229人)のうち、その約5割を中学生が占めている。

警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を推進している。

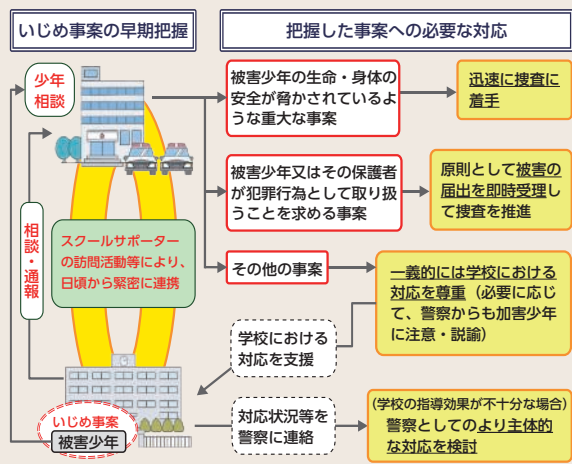
図表2-23 いじめに起因する事件数と検挙・補導状況の推移(平成26~30年)



図表2-24 警察によるいじめ事案への対応

◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年及びその保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



注1：Juvenile and Woman Aegis Teamの略

注2：いじめの定義は、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

(3) 少年^(注1)の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

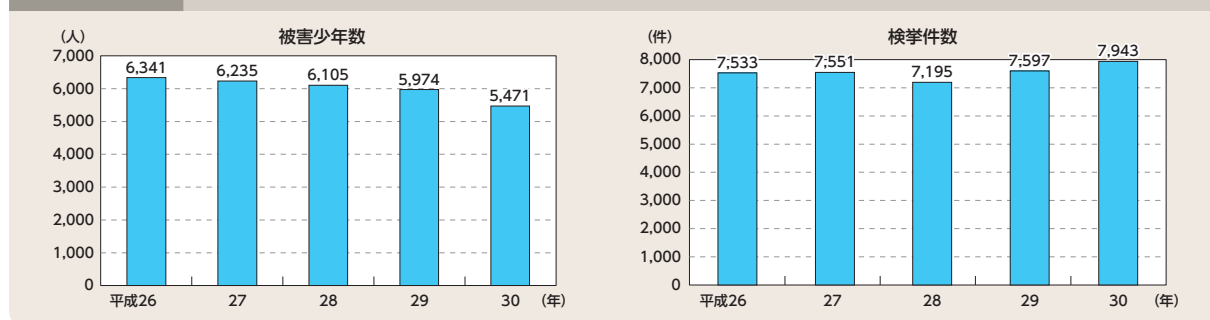
警察では、福祉犯^(注2)の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の取締り等少年を取り巻く有害環境対策を推進している。このうち、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害^(注3)に係る対策については、国家公安委員会が政府内における同対策の企画・立案及び関係機関との総合調整の業務を行っており、平成29年4月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)に基づき、政府全体の取組を推進している。

① 少年の福祉を害する犯罪への対策

福祉犯の被害少年数は図表2-25のとおりであり、平成23年以降は減少している。一方、検挙件数は平成28年以降増加傾向にある。

被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では、積極的な取締りと被害少年に対する支援のほか、援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みを行った児童に対し指導を行うなどの取組を推進している。さらに、国民からの情報提供、インターネット・ホットラインセンター(IHC)^(注4)からの通報、街頭補導活動、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めるとともに、情報の分析、積極的な取締り等を推進している。

図表2-25 福祉犯の検挙件数等の推移(平成26~30年)



ア 児童ポルノ

児童ポルノ事犯は近年増加傾向にあり、平成30年中の検挙件数は3,097件、検挙人員は2,315人と、いずれも過去最多となった。被害児童数^(注5)は近年の増加傾向が平成29年に減少に転じたものの、平成30年は前年比で増加した。被害態様別でみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割を占め、被害児童数は平成24年以降6年連続で増加している。

警察では、このような情勢を踏まえ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

図表2-26 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移(平成26~30年)

区分	年次	26	27	28	29	30
検挙件数(件)		1,828	1,938	2,097	2,413	3,097
検挙人員(人)		1,380	1,483	1,531	1,703	2,315
被害児童数(人)		746	905	1,313	1,216	1,276

注1：20歳未満の者

2：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為等)、労働基準法違反(年少者の危険有害業務等)等が挙げられる。

3：児童に対する性的搾取(児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。)及びその助長行為(児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供及び児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。)をいう。

4：149頁参照

5：児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童数

また、警察庁では、平成30年12月、国内外の関係機関・団体が参加する子供の性被害対策に関するセミナーを開催し、政府の取組を紹介するとともに、関係機関・団体との情報交換を行うなどの連携強化に努めている。さらに、プロバイダによる閲覧防止措置（ブロッキング）について、アドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなどの流通・閲覧防止対策を推進している。



無職の男（29）は、平成29年1月から同年4月にかけて、SNSで知り合った10代の少女らに、ホテル等においてみだらな行為を行い、その状況を撮影して児童ポルノを製造した。さらに、同男は、同年1月から同年7月にかけて、不特定多数の者に対し、SNSを利用して、児童ポルノ画像を送るなどした。平成30年5月までに、同男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造・提供）等で逮捕した（島根）。



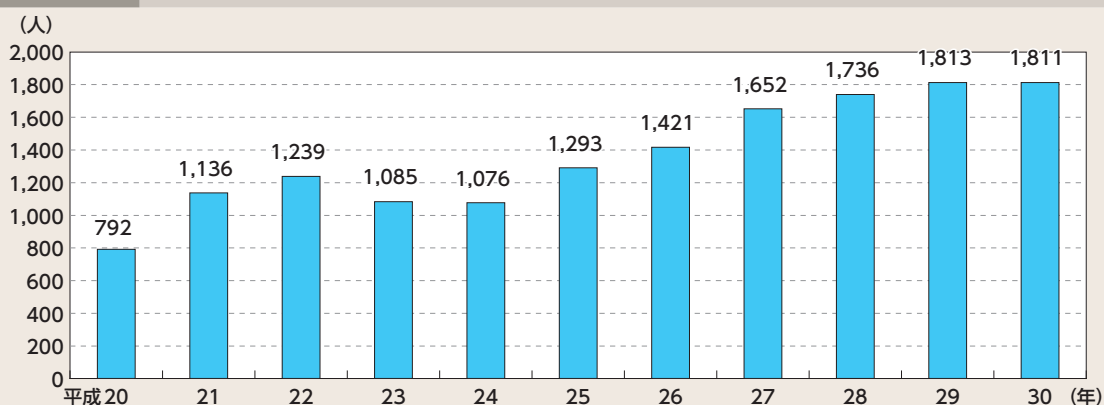
保育士の男（25）は、自身が勤務する保育園の園児（2）に対してわいせつな行為を行い、その様子をスマートフォンで撮影し、児童ポルノを製造した。平成30年5月、同男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）等で逮捕した（宮城）。

イ SNSに起因する事犯

SNSは、インターネットの匿名性や不特定多数の者に対して瞬時に連絡を取ることができる特性から、児童買春等の違法行為の「場」となっている状況がうかがえる。また、平成30年中、SNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数は、前年より減少したが、1,811人と引き続き高い水準にある。フィルタリング^(注)の利用の有無が判明した被害児童のうち約9割が被害時にフィルタリングを利用していなかったことも明らかになった。

このような状況を踏まえ、警察では、関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進等の取組を推進している。また、SNSに起因する事犯の児童の被害防止に取り組む「青少年ネット利用環境整備協議会」に参画し、事業者に対し検挙事例等に関する情報を提供するなど、事業者による自発的な被害防止対策の実施についても促進している。

図表 2-27 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（平成20～30年）



注：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

② 少年を取り巻く有害環境への対策

近年、繁華街等において児童の性に着目した新たな形態の営業が出現しているなど、少年を取り巻く社会環境は変容している。警察では、少年の保護と健全育成の観点から、あらゆる警察活動を通じて、各地域の実態の把握に努めるとともに、これらの営業において稼働している女子高校生等に対する補導、立ち直り支援等の取組を推進している。

また、少年に有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境対策を推進している。

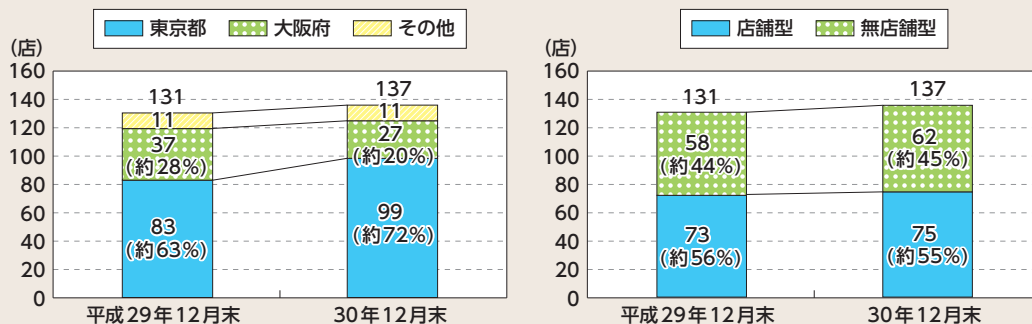
memo

JKビジネスと呼ばれる営業実態の把握と取締り

平成30年12月末現在、警察が把握しているJKビジネスと呼ばれる営業（以下単に「JKビジネス」という。）の店舗数（無店舗型を含む。）は137店と、前年比で横ばいであり、東京都及び大阪府に全体の約9割が集中している。

警察では、JKビジネスの実態の把握を一層推進するとともに、JKビジネスに関する違法行為に対して厳正な取締りを行っている。

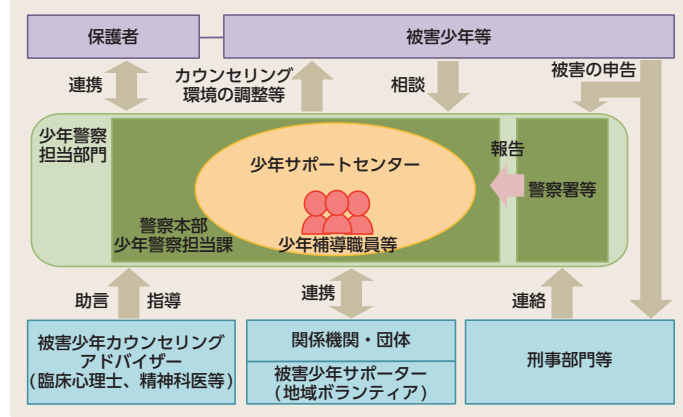
図表2-28 JKビジネスの店舗数の推移（平成29年12月末現在及び30年12月末現在）



(4) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員(注)を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

図表2-29 被害少年の支援



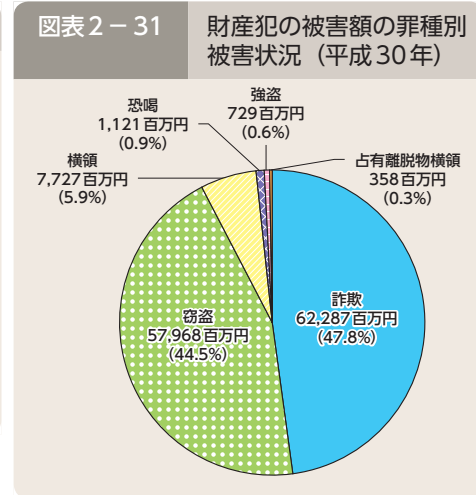
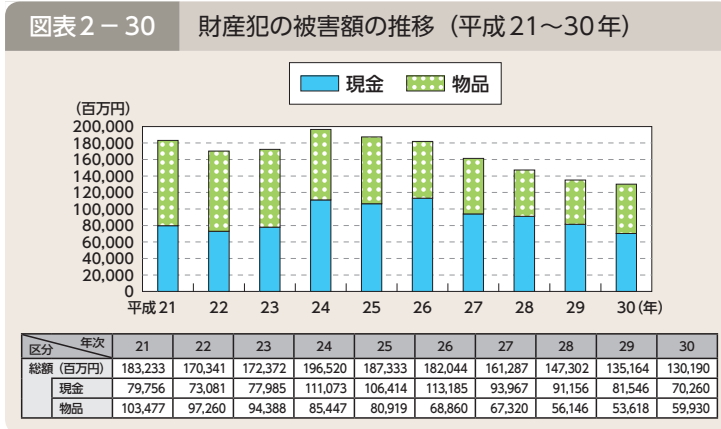
注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視總監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成31年4月1日現在、全国に約920人の少年補導職員が配置されている。

4 国民の財産を狙う事犯への対策

(1) 財産犯の被害額の罪種別状況

財産犯^(注1)の被害額の推移は、図表2-30のとおりであり、その被害総額は平成14年以降、減少傾向にある。

平成30年の財産犯の被害額の罪種別状況は、図表2-31のとおりである。



(2) 侵入窃盗対策

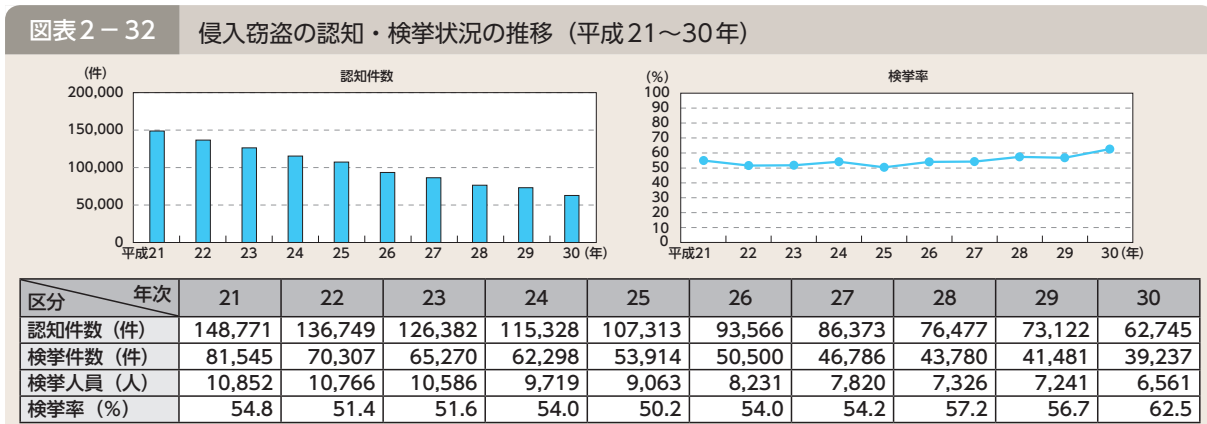
侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-32のとおりである。侵入窃盗の認知件数は、ピーク時である平成14年(33万8,294件)以降減少傾向にあり、同年から平成30年にかけて、27万5,549件(81.5%)減少した。

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、平成16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めており、目録には平成31年3月末現在で17種類3,393品目が掲載されている。さらに、警察庁のウェブサイトに「住まいる防犯110番」^(注2)を開設し、侵入犯罪対策の広報を推進している。



CPマーク

CP部品だけが表示できる共通標準で Crime Prevention (防犯)の頭文字を図案化したもの



注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

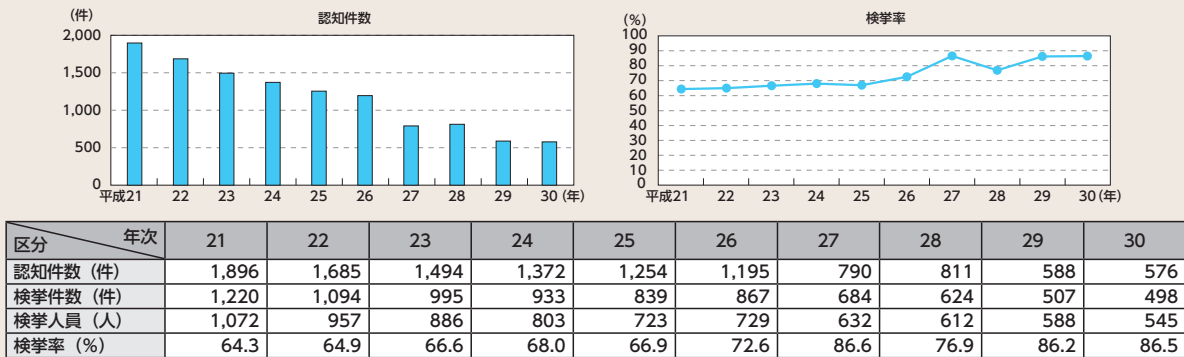
2：https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html

(3) 侵入強盗対策

侵入強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-33のとおりである。侵入強盗の認知件数は、ピーク時である平成15年（2,865件）以降減少傾向にあり、同年から平成30年にかけて、2,289件（79.9%）減少した。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

図表2-33 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成21～30年）



(4) 自動車盗対策

自動車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-34のとおりである。

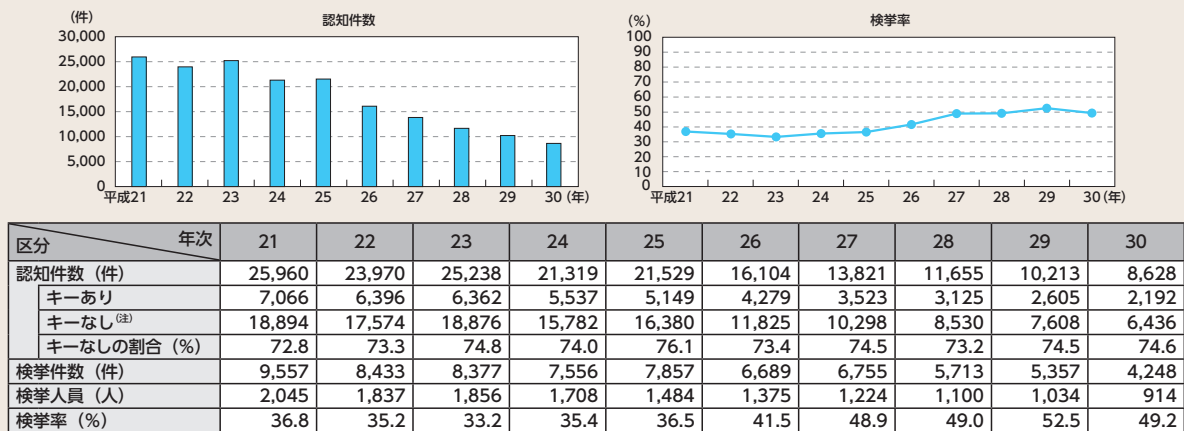
警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から構成される「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」（平成14年1月策定、平成28年12月改訂）に基づき、イモビライザ^(注)等の盗難防止装置やナンバープレート盗難防止ネジ等の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。

こうした取組もあり、ピーク時である平成15年（6万4,223件）以降、自動車盗の認知件数は減少傾向にある。



自動車盗難防止の広報ポスター

図表2-34 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成21～30年）



注：エンジンキーがイグニッションスイッチに差し込まれ、又は運転席若しくはその周辺に放置されていて被害にあったもの（以下「キーあり」という。）以外のもの

注：エンジンキーに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

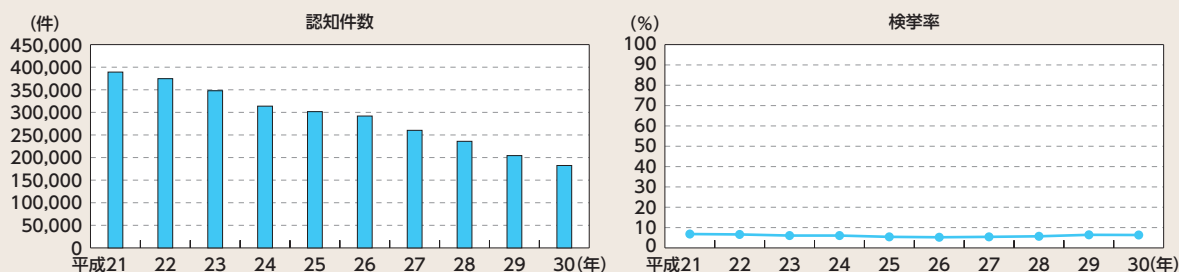
(5) 自転車盗対策

自転車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-35のとおりである。

警察庁の要請を踏まえ、平成12年以降、業界団体において、不正開錠に強い錠の普及が促進されたことなどから、平成14年以降自転車盗の認知件数は減少傾向にある。

警察では、引き続き関係機関・団体等と連携し、自転車の利用者に対して施錠の励行や防犯登録の呼び掛けを行うなど、自転車の盗難防止及び被害回復に向けた取組を推進している。

図表2-35 自転車盗の認知・検挙状況の推移（平成21～30年）



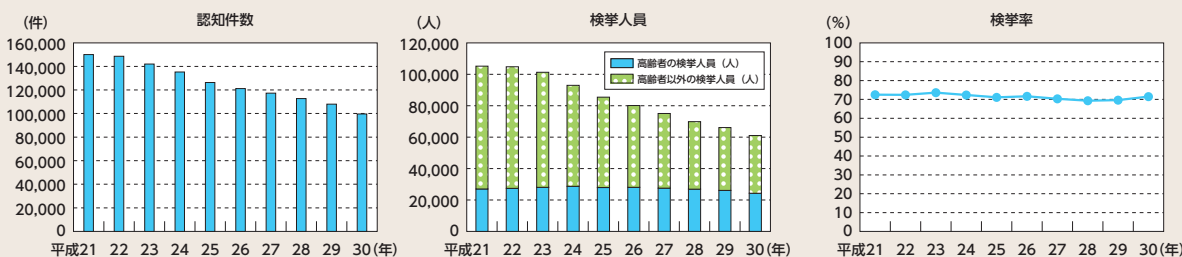
区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		392,098	376,066	349,215	316,063	303,273	292,221	260,530	236,215	205,381	183,879
検挙件数 (件)		26,747	24,752	21,302	19,251	16,560	15,320	14,103	13,587	13,191	11,677
検挙人員 (人)		20,378	19,051	16,541	14,526	12,311	11,073	9,553	8,602	7,831	7,214
検挙率 (%)		6.8	6.6	6.1	6.1	5.5	5.2	5.4	5.8	6.4	6.4

(6) 万引き対策

万引きの認知・検挙状況の推移は、図表2-36のとおりである。万引きの認知件数は平成22年以降減少傾向にあるものの、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は上昇傾向にあり、平成30年中は12.2%に達している。また、万引きの検挙人員全体に占める65歳以上の高齢者の割合は上昇傾向にあり、平成30年中は39.9%であった。

警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進している。

図表2-36 万引きの認知・検挙状況の推移（平成21～30年）



区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		150,059	148,665	141,931	135,224	126,386	121,143	117,333	112,702	108,009	99,692
検挙件数 (件)		108,802	107,684	104,516	97,841	89,910	86,784	82,557	78,131	75,257	71,330
検挙人員 (人)		105,228	104,804	101,340	93,079	85,464	80,096	75,114	69,879	66,154	61,061
高齢者の検挙人員 (人)		27,019	27,362	28,066	28,673	27,953	28,084	27,539	26,936	26,106	24,348
高齢者以外の検挙人員 (人)		78,209	77,442	73,274	64,406	57,511	52,012	47,575	42,943	40,048	36,713
高齢者の検挙割合 (%)		25.7	26.1	27.7	30.8	32.7	35.1	36.7	38.5	39.5	39.9
検挙率 (%)		72.5	72.4	73.6	72.4	71.1	71.6	70.4	69.3	69.7	71.6

(7) ひったくり対策

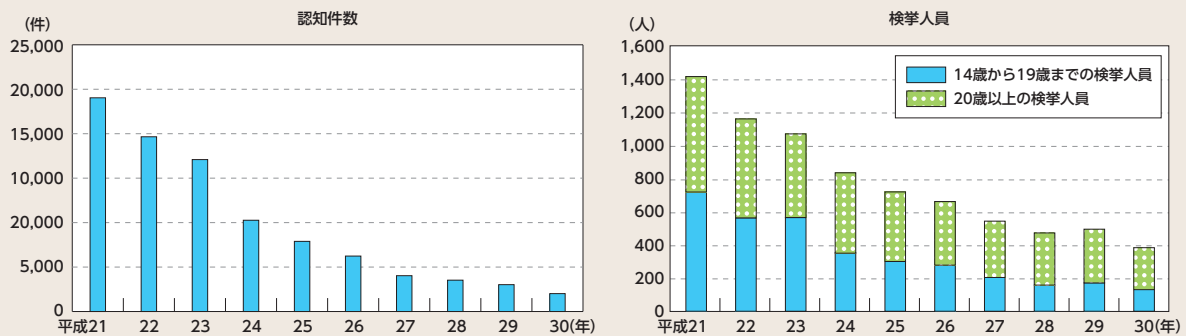
ひったくりの認知・検挙状況の推移は、図表2-37のとおりである。

ひったくりの認知件数は、平成14年（5万2,919件）をピークに16年連続で減少しており、平成30年中は1,920件と、ピーク時の27分の1以下にまで減少した。

また、平成14年中ひったくりの検挙人員全体の69.3%を占めていた14歳から19歳までの検挙人員の割合は、その後大きく減少しており、平成30年中は34.2%であった（ひったくりの検挙人員全体の減少数への寄与率^(注1)は、74.3%）。

一方で、身近な場所で発生する犯罪であるひったくりは、依然として国民に不安を与えている^(注2)ことから、警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について広報・啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

図表2-37 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成21～30年）



区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		19,053	14,587	12,493	10,097	7,909	6,201	4,142	3,493	2,894	1,920
検挙件数 (件)		9,051	6,323	6,327	4,647	4,186	3,684	2,405	1,286	1,860	1,457
検挙人員 (人)		1,438	1,191	1,098	861	740	680	559	485	509	395
	14歳から19歳までの検挙人員	723	578	580	363	309	286	210	162	176	135
	20歳以上の検挙人員	715	613	518	498	431	394	349	323	333	260
14歳から19歳までの検挙割合 (%)		50.3	48.5	52.8	42.2	41.8	42.1	37.6	33.4	34.6	34.2
検挙率 (%)		47.5	43.3	50.6	46.0	52.9	59.4	58.1	36.8	64.3	75.9

注1：データ全体の変化を100とした場合に、構成要素となるデータの変化の割合を示す指標

注2：内閣府が平成29年に実施した「治安に関する世論調査」（82頁参照）によれば、「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか」との問い（複数回答）に対して、「すり、ひったくりなどの携行品を盗む犯罪」と答えた者は45.4%であり、ひったくりに不安を覚えている国民が少なくないことが分かる。

(8) 通貨偽造犯罪対策

① 発見状況

偽造日本銀行券の発見枚数^(注1)の推移は図表2-38のとおりであり、平成30年中は、前年より増加した。

図表2-38 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成21～30年）

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
合計(枚)		3,433	3,609	1,536	1,950	966	2,235	1,208	2,730	839	1,698
一万円券		1,966	2,427	1,157	1,457	587	1,581	793	2,637	713	1,523
五千円券		278	474	85	109	74	108	33	24	28	29
二千円券		9	327	3	4	2	1	16	2	0	0
千円券		1,180	381	291	380	303	545	366	67	98	146

② 特徴的傾向と対策

近年は、高性能のプリンタ等で印刷された偽造日本銀行券が多数発見されているほか、精巧に偽造された日本銀行券が海外から日本国内へ大量に持ち込まれる事案が発生している。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。

CASE

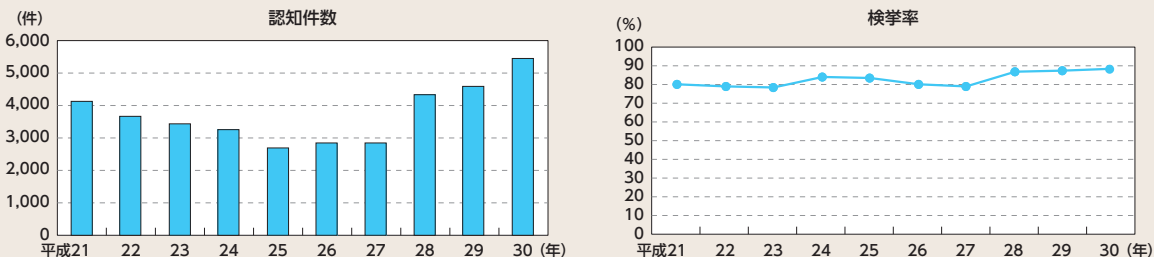
派遣社員の男（41）は、平成30年3月から同年4月にかけて、福岡県内に所在する同男の実家等において、カラープリンタを使用して一万円券を偽造した上、同年4月に、同県内の複数の神社において、授与品購入代金の支払として偽造一万円券を手渡し、行使した。同年5月に、同男を通貨偽造・同行使罪で逮捕した（福岡）。

(9) カード犯罪^(注2)対策

カード犯罪の認知・検挙状況の推移は図表2-39のとおりである。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失等の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

図表2-39 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成21～30年）



区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
認知件数 (件)		4,169	3,703	3,471	3,288	2,716	2,865	2,866	4,358	4,622	5,488
検挙件数 (件)		3,342	2,925	2,739	2,776	2,279	2,304	2,268	3,800	4,049	4,837
検挙人員 (人)		592	514	413	448	359	445	478	632	715	696
検挙率 (%)		80.2	79.0	78.9	84.4	83.9	80.4	79.1	87.2	87.6	88.1

注1：届出等により警察が押収した枚数

注2：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

(10) 悪質商法事犯対策

① 利殖勧誘事犯^(注1)

利殖勧誘事犯の検挙状況の推移は、図表2-40のとおりである。平成30年中は、集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯^(注2)の検挙が目立った。

利殖勧誘事犯では、被害者が被害に遭ってから気付くまでに時間を要する機会が多いことから、警察では、同事犯の被害拡大防止のため、早期の事件化を図るとともに、犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供等を推進しており、平成30年中は同事犯に関する情報提供件数が135件あった。

図表2-40 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成21～30年）

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
検挙事件数(事件)		29	31	35	41	37	40	37	24	43	41
検挙人員(人)		125	110	184	196	189	227	116	87	115	123

図表2-41 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成30年）

類型	検挙事件数(事件)	検挙人員(人)	検挙法人(法人)	被害人員等(人)	被害額等(万円)
合計	41	123	9	5,695	329億5,508
未公開株に関連した事犯	1	3	0	63	1億6,436
公社債に関連した事犯	1	1	0	1	300
集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯	27	73	6	4,179	277億6,166
デリバティブ取引に関連した事犯	8	34	3	439	16億1,675
外国通貨に関連した事犯	0	0	0	0	0
上記以外の預り金に関連した事犯	3	3	0	354	23億2,280
その他の事犯	1	9	0	659	10億8,650

注1：その他の事犯は、記念メダルに関連した事犯である。

注2：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

CASE

会社従業員の男（55）は、平成22年3月から28年8月にかけて、実際は、出資金を外国為替証拠金取引等の事業により運用し、その収益を出資者に配当する意思もないのに、出資者に対し、「出資金を日本や海外の事業に投資して運用している。月2%の配当を出す」などと虚偽の事実を告げ、匿名組合契約による出資の名目で、16都府県の約200人から約37億円をだまし取るなどした。平成30年4月までに、同男及び1法人を詐欺罪等で検挙した（岐阜）。

② 特定商取引等事犯^(注3)

特定商取引等事犯の検挙状況の推移は、図表2-41のとおりである。平成30年中の検挙事件を類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が目立った。

特定商取引等事犯では、被害者が被害に遭っていることに気付いても、被害者自身で解決しようとして警察への届出までに時間を要する場合もみられることから、警察では、ウェブサイト等を通じて早期の相談を呼び掛けている。

図表2-42 特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成21～30年）

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
検挙事件数(事件)		152	193	161	124	172	173	155	131	164	120
検挙人員(人)		371	430	314	259	418	330	250	264	274	227

注1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

注2：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とする事犯

注3：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

図表 2-43 特定商取引等事犯の類型別検挙状況 (平成30年)

類型	検挙事件数 (事件)	検挙人員 (人)	検挙法人 (法人)	被害人員等 (人)	被害額等 (万円)
合計	120	227	24	62,734	45億3,868
訪問販売	104	168	19	53,302	20億9,107
電話勧誘販売	3	32	2	6,242	17億2,502
連鎖販売取引	0	0	0	0	0
訪問購入	7	15	2	1,984	1億4,647
その他	6	12	1	1,206	5億7,611

注1：その他とは、通信販売及び特定継続的役務提供である。

注2：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

CASE

住吉会傘下組織の組長の男(51)らは、平成26年7月から29年7月にかけて、高齢者を対象に、実際は健康食品の注文を受けていないのに、電話で、「注文を受けていた商品が出来上がりましたので送ります」などと虚偽の事実を告げた上で、健康食品を代金引換サービスで送り付け、健康食品購入代金の名目で、全国の延べ約1万7,000人から約4億8,000万円をだまし取った。平成30年6月までに、同組長ら24人を詐欺罪で逮捕した(埼玉、千葉)。

(11) ヤミ金融事犯対策

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移は、図表2-44のとおりであり、ヤミ金融事犯全体の検挙事件数及び検挙人員は近年増加傾向にある。そのうち、無登録・高金利事犯^(注1)については検挙事件数及び検挙人員が減少傾向にあるが、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法、詐欺、携帯電話不正利用防止法^(注2)違反等に係る事犯(ヤミ金融関連事犯)についてはいずれも増加傾向にある。

なお、無登録・高金利事犯のうち、携帯電話や預貯金口座を利用して非面接で敢行される090金融事犯については、平成30年中は、検挙事件数の20.8%、検挙人員の38.6%を占めている。また、平成30年中に検挙した無登録・高金利事犯に占める暴力団が関与した事犯の割合は、23.1%であった。

警察では、ヤミ金融事犯の取締りを推進するとともに、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、レンタル携帯電話等の解約に関する事業者への要請等の総合的な対策を行っており、平成30年中の金融機関への情報提供件数は1万5,289件、レンタル携帯電話事業者への解約要請件数は1,085件であった。

図表 2-44 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移 (平成21~30年)

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
検挙事件数 (事件)		442	393	366	325	341	422	442	528	743	718
	無登録・高金利事犯	369	307	254	190	168	151	140	139	135	130
	ヤミ金融関連事犯	73	86	112	135	173	271	302	389	608	588
検挙人員 (人)		815	755	666	470	523	558	608	662	881	814
	無登録・高金利事犯	706	646	539	315	337	258	267	257	236	207
	ヤミ金融関連事犯	109	109	127	155	186	300	341	405	645	607

CASE

宗教法人の代表役員の男(77)らは、平成23年7月から29年10月にかけて、電話やファックスで顧客を勧誘し、融資を申し込んできた顧客約500人に対し、寄付や物品売買を装い、法定利息の約8倍から約18倍で金銭を貸し付け、元金合計約18億4,000万円を受領するなどした。平成30年2月までに、同男ら3法人8人を出資法違反(超高金利)等で検挙した(兵庫、新潟、佐賀)。

注1：貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(高金利等)に係る事犯

注2：携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

(12) 知的財産権侵害事犯対策

① 商標権侵害事犯^(注1)及び著作権侵害事犯^(注2)

知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移は、図表2-45のとおりである。偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯、海賊版事犯等の著作権侵害事犯においては、インターネットを利用して侵害行為が行われる場合が多いことから、警察では、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めている。

また、不正商品対策協議会^(注3)の活動への参加をはじめ、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

図表2-45 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成26～30年）

区分	年次	26		27		28		29		30	
		事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
合計		574	838	606	868	594	730	515	658	514	626
商標法違反（偽ブランド事犯等）		247	381	316	457	304	381	302	375	309	364
著作権法違反（海賊版事犯等）		270	348	239	290	238	267	172	207	169	205
その他		57	109	51	121	52	82	41	76	36	57

図表2-46 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（平成21～30年）

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総数（点）		107,637	128,252	168,303	88,846	74,059	84,396	70,949	374,201	35,133	59,919
中国		93,800	118,162	159,276	73,511	63,373	57,221	58,667	60,087	26,926	48,812
タイ		40	85	394	0	41	215	83	1,592	3,648	34
韓国		13,529	9,032	7,228	15,230	10,425	26,461	12,098	312,278	2,937	8,788
香港		181	17	62	61	22	472	0	0	236	3
その他		87	956	1,343	44	198	27	101	244	1,386	2,282

② 営業秘密侵害事犯^(注4)

営業秘密侵害事犯については、平成30年中、18事件23人を検挙した。

警察では、各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官が、警察署における営業秘密侵害事犯の相談対応について指導を行うなどにより捜査能力の一層の向上を図っているほか、被害の早期届出の必要性についての企業に対する啓発等を推進している。

CASE

産業用機械の設計及び製造等を目的とする会社の元従業員の男（50）らは、同社に在職中の平成29年7月から同年8月にかけて、不正の利益を得る目的で、同社の営業秘密である産業用機械設計図データを、同男らが所有するハードディスク等に記録させて複製を作成し、同社の営業秘密を領得した。平成30年5月、同男ら2人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で逮捕した（静岡）。

注1：商標法違反に係る事犯

2：著作権法違反に係る事犯

3：不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

4：不正競争防止法第21条第1項及び第3項に係る事犯

5 構造的な不正事案への対策

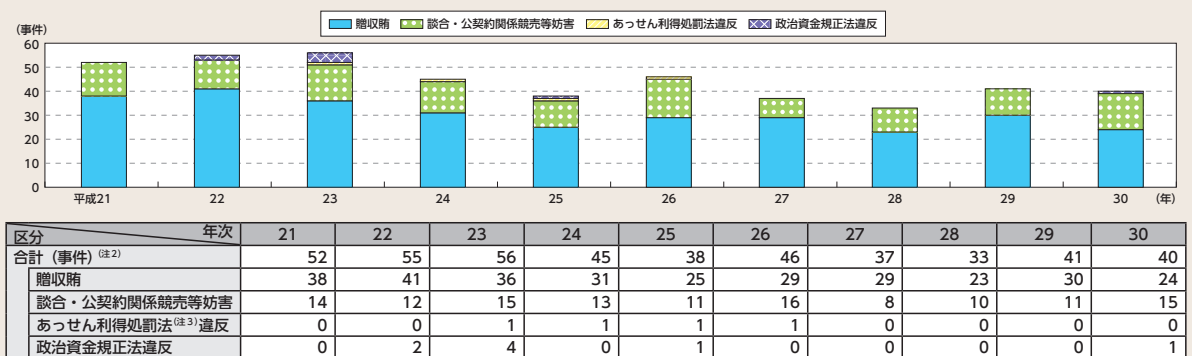
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法^(注)違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は依然として後を絶たない。

しかし、このような事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、被害申告や目撃者の証言等が通常は期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、このような事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

図表 2-47 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数^(注1)の推移（平成21～30年）



注1：公職選挙法違反事件を除く。
 注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。
 注3：公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

CASE

元国土交通省北海道開発局釧路開発建設部根室農業事務所第一工事課長（56）は、平成27年9月から同年10月にかけて、太陽光発電システム機器の設計、製造、販売等を業とする会社の代表取締役及び営業担当社員から、同部が発注した太陽光発電設備の設計業務等に関して同社を下請業者として推奨するなど、有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼として、現金（10万円）及び旅行代金等の財産上の利益（合計約51万円相当）の供与を受けた。平成30年6月、同元課長を収賄罪で逮捕した（北海道）。

CASE

元静岡県伊東市長（71）は、在職中の平成27年8月から同年9月にかけて、不動産会社の代表取締役から、同市が同社所有の不動産を購入したことに関し、有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼として、現金合計1,300万円を收受した。平成30年6月、同元市長を収賄罪で逮捕した（警視庁・静岡）。

注：入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

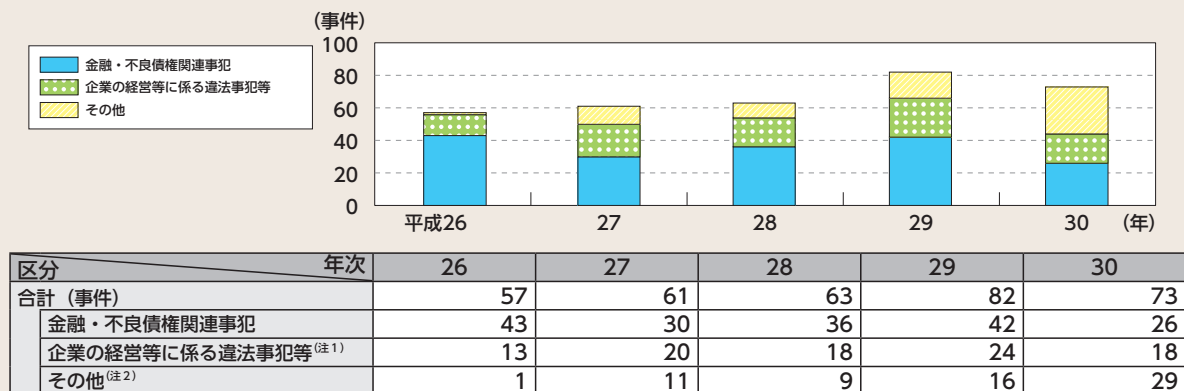
(2) 経済をめぐる不正事案

企業の役職員らが組織の内部統制を逸脱したことによる背任、詐欺、横領等の違法事犯のほか、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯、国及び地方公共団体の補助金の不正受給事犯が後を絶たない状況にある。また、司法書士、弁護士といった社会的地位を有する者による詐欺、横領等の犯罪も発生している。

警察では、これらの金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、財政侵害事犯及びその他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

このような事案に対しては、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察においては、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。

図表2-48 経済をめぐる不正事犯の検挙事件数の推移（平成26～30年）



注1：企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯をいう。

注2：金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪をいう。

CASE ▶

社会福祉法人の理事長（71）は、平成27年8月、自己の利益を図り、同法人に損害を加える目的で、同法人のため誠実に職務を遂行すべき任務に背き、金融機関から1億円を借り入れ、同法人に同額の返済債務を負わせ、財産上の損害を与えた。平成30年1月、同理事長を背任罪で逮捕した（大阪）。

CASE ▶

成人式等のための衣装、装飾小物の販売、レンタル等を事業目的とする会社の代表取締役（55）は、融資金名目で金銭をだまし取ろうと考え、同社が債務超過に陥るなどし、資金繰りに窮している状況であり、融資金を返済する意思も能力もないにもかかわらず、内容虚偽の決算報告書等を金融機関に提出して融資申し込みを行い、平成28年9月、2つの金融機関から合計約6,500万円をだまし取った。平成30年6月、同代表取締役を詐欺罪で逮捕した（神奈川）。

CASE ▶

東京弁護士会に所属する弁護士（51）は、平成26年12月から27年12月にかけて、同弁護士が受任していた遺産分割、不動産共有持分売買、交通事故損害賠償請求等に係る交渉の相手方から不動産売買代金や損害賠償金として弁護士法人の預り口座に入金された現金から合計約1億5,600万円を横領した。平成30年4月、同弁護士を業務上横領罪で逮捕した（警視庁）。

6 国民の健康を害する事犯への対策

(1) 保健衛生事犯^(注1)対策

保健衛生事犯の検挙状況の推移は、図表2-49のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を得ていない医薬品（以下「無承認医薬品」という。）を広告・販売するなどの医薬品医療機器法違反、診療所の無許可開設等の医療法違反、無資格で美容施術を行う美容師法違反等の国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

無承認医薬品の広告・販売事犯については、近年、国外を仕出地とするものが全体の半数前後を占めている上、インターネットを利用して広告・販売を行っているものも多いことから、外国捜査機関等に対し情報を提供し、ウェブサイトの削除を要請するなどしている。

図表2-49 保健衛生事犯の検挙状況の推移（平成26～30年）

区分	年次	26		27		28		29		30	
		事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
合計		322	412	395	559	394	518	366	474	345	448
薬事関係事犯		63	101	64	108	66	101	66	92	68	123
医事関係事犯		63	92	81	157	53	102	55	107	31	51
公衆衛生関係事犯		196	219	250	294	275	315	245	275	246	274

CASE

自称輸出販売業の男（44）らは、平成30年1月から同年2月にかけて、勃起不全治療剤を模し、医薬品を含有し、かつ、登録商標と類似する商標を付した錠剤約3万錠を販売の目的で貯蔵し、さらに、それを販売した。また、同男は、同年1月、中国から、商標権を侵害する錠剤約7万錠を輸入しようとした。同年6月までに、同男ら6人を医薬品医療機器法違反（模造医薬品の販売目的貯蔵）等で検挙した（愛知）。

(2) 食の安全に係る事犯^(注2)対策

食の安全に係る事犯の検挙状況の推移は、図表2-50のとおりであり、平成30年中は、外国産アサリを国産であるかのように表記して納品するなど、原産地を偽装した事犯等がみられた。

警察では、食の安全に係る事犯の取締りを推進するとともに、関係機関との連携の強化に努めている。

図表2-50 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成21～30年）

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
検挙事件数（事件）		66	46	39	41	40	37	31	32	26	26
食品衛生関係事犯		32	36	27	21	26	20	22	21	21	21
食品の産地等偽装表示事犯		34	10	12	20	14	17	9	11	5	5
検挙人員（人）		132	85	76	73	80	77	61	62	38	51
食品衛生関係事犯		25	65	39	22	44	28	29	42	28	32
食品の産地等偽装表示事犯		107	20	37	51	36	49	32	20	10	19
検挙法人（法人）		37	26	13	14	17	17	13	17	6	10
食品衛生関係事犯		6	19	5	3	9	3	6	11	3	5
食品の産地等偽装表示事犯		31	7	8	11	8	14	7	6	3	5

注1：薬事関係事犯（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

2：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

7 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法^(注)に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者等の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

図表2-51 風俗営業の営業所数の推移（平成26～30年）

区分	年次	26	27	28	29	30
総数（軒）		94,258	91,456	89,409	87,773	86,360
第1号営業（キャバレー、料理店等）		66,717	65,548	64,528	63,902	63,712
第2号営業（低照度飲食店）		3	2	69	52	42
第3号営業（区画飲食店）		2	2	2	2	2
第4号営業		22,097	21,048	20,268	19,436	18,411
まあじゃん屋		10,376	9,626	9,176	8,736	8,276
ばちんこ屋等 ^(注)		11,627	11,310	10,986	10,596	10,060
その他		94	112	106	104	75
第5号営業（ゲームセンター等）		5,439	4,856	4,542	4,381	4,193

注：ばちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、無店舗型性風俗特殊営業の届出数が増加している一方で、店舗型性風俗特殊営業及び電話異性紹介営業の届出数は減少傾向にある。

図表2-52 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成26～30年）

区分	年次	26	27	28	29	30
総数（件）		31,514	31,749	31,892	32,084	31,925
店舗型性風俗特殊営業		8,373	8,186	8,000	7,862	7,718
第1号営業（ソープランド等）		1,224	1,219	1,215	1,217	1,222
第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）		810	810	785	780	770
第3号営業（ストリップ劇場等）		98	94	93	100	100
第4号営業（ラブホテル等）		5,940	5,805	5,670	5,537	5,417
第5号営業（アダルトショップ等）		206	169	159	150	136
第6号営業（出会い系喫茶等）		95	89	78	78	73
無店舗型性風俗特殊営業		20,491	20,843	21,123	21,398	21,421
第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）		19,297	19,591	19,856	20,116	20,152
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）		1,194	1,252	1,267	1,282	1,269
映像送信型性風俗特殊営業		2,380	2,473	2,536	2,612	2,584
店舗型電話異性紹介営業		107	94	81	60	57
無店舗型電話異性紹介営業		163	153	152	152	145

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、近年減少傾向にある。

図表2-53 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成26～30年）

年次	26	27	28	29	30
総数（軒）	277,338	276,595	274,922	270,793	266,888

④ 特定遊興飲食店営業の状況

平成28年に風営適正化法の一部を改正する法律が全面施行されたことにより、深夜に客に遊興と飲酒をさせる特定遊興飲食店営業が、営業所設置許容地域において許可制の下で営業可能になった。平成30年末現在、特定遊興飲食店営業の許可を受けた営業所数は、379軒である。

注：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

売春事犯の検挙件数及び検挙人員は近年減少傾向にあり、そのうち周旋及び契約の検挙件数の減少が顕著である。最近では、出会い系サイト^(注)を利用して、売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように誘引する事犯や、マッサージ店を仮装して、不特定多数の男性客を相手に売春をさせる事犯がみられる。

図表2-54 売春防止法違反の検挙状況の推移(平成26~30年)

区分	年次	26		27		28		29		30	
		件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
総数		817	535	812	538	570	443	460	388	427	390
街娯型	勧誘等	256	248	262	236	208	205	220	215	206	202
	場所提供	70	77	66	99	60	90	40	43	49	61
	管理売春	6	21	6	6	3	8	5	7	2	9
管理型	資金提供	4	4	5	6	3	4	1	1	0	0
	周旋	344	166	312	174	160	122	117	117	101	105
派遣型	契約	134	17	157	13	133	11	75	3	65	8
その他		3	2	4	4	3	3	2	2	4	5

CASE

個室マッサージ店経営者の女(48)は、平成30年3月、同店において、不特定の男性客を相手に女性従業員が売春を行う場所を提供した。同年4月、同女を売春防止法違反(場所提供業)等で検挙した(新潟)。

② 風俗関係事犯

風営適正化法による検挙件数及び検挙人員は、近年減少傾向にある。最近では、繁華街・歓楽街において組織的に客引きを行う事犯がみられる。

また、わいせつ事犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも増減を繰り返している。わいせつ事犯に関しては、近年、インターネットを利用して、わいせつな行為をしている映像を配信する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯がみられる。

さらに、賭博事犯に関しては、インターネットカジノを利用した事犯がみられるほか、店舗の内外に複数の監視カメラを設置する、見張り役の従業員を常時配置する、身分確認を行って常連客以外の客を排除するなど、警察の取締りから逃れるための対策が巧妙化している。

図表2-55 風営適正化法違反の検挙状況の推移(平成26~30年)

区分	年次	26		27		28		29		30	
		件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
総数		2,477	2,640	2,211	2,466	1,883	2,022	1,752	1,849	1,610	1,747
禁止区域等営業		347	582	287	604	286	493	266	474	259	490
年少者使用		212	281	227	236	205	236	178	203	138	141
客引き・つきまとい等		436	610	377	531	328	467	268	370	267	358
無許可営業		367	456	385	502	288	406	269	368	252	387
構造設備・遊技機無承認変更		39	31	40	34	49	53	49	52	41	41
20歳未満の者への酒類等提供		101	197	104	171	83	148	90	162	85	143
その他		975	483	791	388	644	219	632	220	568	187

図表2-56 わいせつ事犯の検挙状況の推移(平成26~30年)

区分	年次	26		27		28		29		30	
		件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
総数		2,903	2,341	2,771	2,248	2,743	2,293	2,557	2,003	2,638	2,118
公然わいせつ		1,870	1,554	1,773	1,491	1,825	1,589	1,723	1,440	1,747	1,504
わいせつ物頒布等		1,033	787	998	757	918	704	834	563	891	614

CASE

インターネットカジノ店経営者の男(39)らは、平成28年5月頃から30年6月にかけて、不特定多数の客に対し、同店に設置したパーソナルコンピュータ等を使用して、インターネットを利用したゲームによる賭博をさせていた。同月、同男ら2人を常習賭博罪で、客2人を単独賭博罪で逮捕した(神奈川)。

注：面識のない異性と交際(以下「異性交際」という。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれを伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト等

(3) 人身取引事犯等への対策

① 検挙・保護の状況

警察では、平成26年に政府が策定した「人身取引対策行動計画2014」等に基づき、出入国在留管理庁等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っているほか、被害者の早期保護のため、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係機関・団体等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるなどの取組を行っている。

平成30年中の人身取引事犯の検挙人員は40人で、このうち風俗店等関係者が7人、仲介業者が1人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は25人で、その国籍の内訳は、日本(18人)、フィリピン(4人)及びタイ(3人)であった。被害者の性別は、女性24人、男性1人であった。

図表2-57 人身取引事犯の検挙状況の推移(平成26~30年)

区分	年次	26	27	28	29	30
検挙人員(人)		33	42	46	30	40
うち仲介業者		6	7	5	3	1

図表2-58 人身取引事犯の被害者の保護状況の推移(平成26~30年)

区分	年次	26	27	28	29	30
被害者(人)		24	49	46	42	25
うち日本人		12	13	25	28	18



人身取引事犯対策の広報ポスター



人身取引事犯の被害者向けリーフレット

CASE

風俗店経営者の男(30)は、仕事を探していた少女を同店で稼働させようと考え、平成30年3月から同年4月にかけて、SNSを使用し同少女に対し、「アロママッサージの仕事をするれば、日払いで3万円くらい出る」などと虚偽の事実を告げて誘惑し、営利の目的で同少女を誘拐した。同年6月、同男を営利目的誘拐罪で逮捕した(茨城、長崎)。

② アダルトビデオ出演強要問題への対策

詐欺・脅迫的な言動によって、アダルトビデオへの出演を強要等される問題に対し、警察では、各都道府県警察で指定されたアダルトビデオ出演強要問題専門官を中核として、各種法令を適用した厳正な取締り、被害防止教育、相談体制の充実等を推進している。

(4) 銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲刀剣類の適正管理

平成30年末現在、銃刀法に基づき、都道府県公安委員会から9万3,034人が、18万8,554丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。平成30年中、申請を不許可等とした件数は48件、所持許可を取り消した件数は44件であった。また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行う一方、危害予防上支障のない範囲で猟銃等の所持許可に伴う申請者の負担軽減を図るための措置を講じている。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表 2-59 猟銃及び空気銃の許可所持者の推移 (平成26~30年)

年次	26	27	28	29	30
許可所持者 (人)	102,300	98,638	96,232	94,726	93,034

図表 2-60 猟銃及び空気銃の許可丁数の推移 (平成26~30年)

区分 \ 年次	26	27	28	29	30
総数 (丁)	206,631	199,494	195,446	192,161	188,554
猟銃	182,021	175,218	171,310	167,868	164,265
空気銃	24,610	24,276	24,136	24,293	24,289

図表 2-61 猟銃等所持不適格者の排除状況の推移 (平成26~30年)

区分 \ 年次	26	27	28	29	30
不許可等 (件)	32	38	36	44	48
取消し (件)	64	62	56	46	44

図表 2-62 運搬届出・立入検査の状況 (平成30年)

区分	運搬届出受理件数 (件)	立入検査の件数 (件)
火薬類関係	35,946	12,627
特定病原体等関係	9	49
放射性同位元素等関係	1,688	0
核燃料物質等関係	241	17

(5) 環境事犯対策

① 廃棄物事犯^(注1)

平成30年中の廃棄物事犯の検挙事件数の約半数を、廃棄物の不法投棄事犯が占めている。

警察では、引き続き環境行政部局との人的な交流や情報交換を行うなどし、早期発見・早期検挙に努めている。

図表2-63 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成21～30年）

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
検挙事件数（事件）		6,128	6,183	5,700	5,655	5,169	4,909	4,979	5,075	5,109	5,493
検挙人員（人）		7,599	7,679	7,018	6,841	6,241	5,904	5,989	5,999	6,055	6,361
検挙法人（法人）		554	482	477	443	391	338	369	383	376	329

CASE

平成29年8月、山の斜面から土砂が自動車道に流れ込み、複数人が重軽傷を負う事故が発生した。土砂を調査した結果、陶磁器原料の製造に伴い発生する産業廃棄物が大量に含まれていることが判明したため、不法投棄事犯として捜査を行った結果、現場付近に所在する陶磁器原料製造会社の従業員の男（66）らが、平成25年12月頃から29年7月頃までの間、陶磁器原料の製造に伴い発生した産業廃棄物約559トンを同社敷地内に埋め立て投棄するなどしていたことが明らかとなり、平成30年11月までに、同男ら1法人6人を廃棄物処理法違反（不法投棄）等で検挙した（岐阜）。

② 動物・鳥獣関係事犯^(注2)

平成30年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の約4割を、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反が占めている。また、犬、猫等を殺傷するなど、動物の愛護及び管理に関する法律違反も引き続き検挙されている。

図表2-64 動物・鳥獣関係事犯の検挙状況の推移（平成21～30年）

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
検挙事件数（事件）		839	741	638	666	601	518	547	543	615	667
検挙人員（人）		865	791	709	775	653	566	592	616	726	795
検挙法人（法人）		1	2	4	4	5	5	20	8	17	28

(6) 探偵業の状況

平成30年中の探偵業法^(注3)での検挙件数は3件、行政処分件数は40件（営業停止命令1件、指示処分39件）であった。警察では、探偵業法に基づき、探偵業者^(注4)の業務実態を把握し、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、業界の全国組織である一般社団法人日本調査業協会や認可法人全国調査業協同組合等との連携の下、研修会等を通じて、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反に係る事犯

2：動物の愛護及び管理に関する法律違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反等に係る事犯

3：探偵業の業務の適正化に関する法律

4：届出のなされている探偵業者数は5,852（平成30年末現在）

第2節

警察捜査のための 基盤整備

1 捜査力の強化

(1) 捜査手法、取調べの高度化への取組

警察庁では、犯罪を的確に検挙し、良好な治安の維持に資するため、捜査手法や取調べの高度化に向けた各種施策を推進している。また、取調べの録音・録画制度等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律が令和元年（2019年）6月1日に全面施行されたことを受け、更なる証拠の収集方法の適正化及び多様化を図る必要があることも踏まえ、捜査手法、取調べの高度化への取組として以下の施策を推進している。

① 捜査手法の高度化の推進

警察庁では、取調べをめぐる環境の変化や科学技術の発達等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型鑑定及びDNA型データベースを効果的に活用するための取組を推進しているほか、証人保護プログラム等の新たな捜査手法の導入について検討を行っている。

② 取調べの高度化・適正化等の推進

警察庁では、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、心理学的知見を取り入れた教本「取調べ（基礎編）」を作成しているほか、「取調べ技術総合研究・研修センター」を設置するなど、取調べの高度化・適正化等に向けた施策を推進している。

(2) 初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証、更には連続発生防止のために極めて重要である。

都道府県警察では、機動的な初動捜査を行うため、機動捜査隊、機動鑑識隊（班）、現場科学検査班等を設置し、事件発生後、直ちに現場に臨場して迅速な客観証拠等の収集を徹底している。

また、犯人の検挙における防犯カメラ画像の有用性の高さが認識されているところ、防犯カメラ画像の中には、原記録が消去される可能性が高いものや、抽出等に技術的な困難を伴うものもあることから、防犯カメラ画像の抽出及び解析を支援する体制を整備するなどして、防犯カメラ画像の適切かつ確実な収集に努めている。

図表2-65 初動捜査態勢の整備と鑑識活動の徹底



(3) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年（2007年）度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図ることを目的として、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブサイト^(注1)等で対象となる事件等について広報している。

(4) 犯罪死の見逃し防止への取組

警察が取り扱った死体数^(注2)は、平成30年中は約17万1千7百14体であった。

警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官^(注3)の臨場率を向上させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実を図っている。

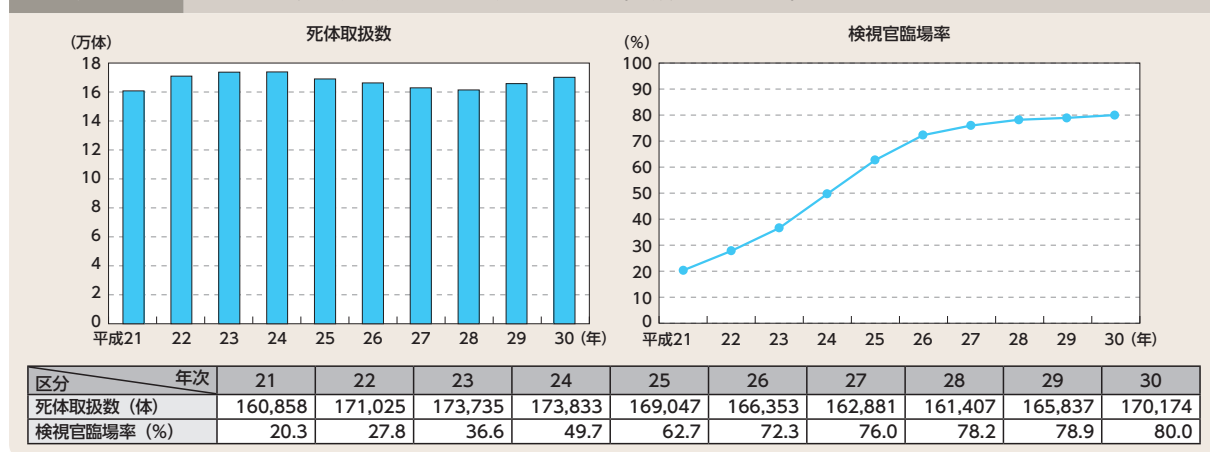
また、体液又は尿中の薬毒物の有無を確認することができる簡易検査キットや、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官によるリアルタイムの確認を可能とする資機材の整備も行っている。

これらの資機材を効果的に活用することに加え、CT、MRI等による死亡時画像診断についても積極的に活用しながら、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査、検査等の措置を的確に実施するとともに、必要な解剖の確実な実施に努めている。



大学法医学教室による研修の状況

図表2-66 死体取扱数及び検視官の臨場率の推移（平成21～30年）



注1：<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/reward/index.html>

注2：交通関係及び東日本大震災による死者を除く。

注3：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

(5) 緻密で適正な捜査の徹底

警察では、「警察捜査における取調べ適正化指針」^(注)に基づき、取調べの一層の適正化を図るための各種施策を推進している。

また、平成2年5月に栃木県足利市内において発生した幼女誘拐殺人死体遺棄事件について、平成22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことなどを踏まえ、取調べ方法について指導・教育を充実させたほか、被疑者の供述と客観証拠、裏付け捜査等との関連の精査によって自白の信用性の十分な検討をするなど緻密で適正な捜査の一層の徹底を図っている。

さらに、警察捜査における捜査書類及び証拠品の適切な管理に努めている。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、証拠資料等に基づく取調べの方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努めている。

② 各種教育訓練の実施

警察では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る取組の一環として、警察大学校、管区警察学校等において取調べ専科等を実施し、捜査員の取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、適正な取調べに向けた個々の捜査員の意識改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。



取調べを想定した教育訓練

③ 被疑者取調べ監督制度の実施

平成21年4月以降、取調べの一層の適正化に資するため、警察庁、警視庁及び道府県警察本部の総務又は警務部門に設置された被疑者取調べの監督業務を担当する所属の職員が、取調べの状況の確認、調査等必要な措置を行っている。

注：平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの

(6) 捜査技能の伝承

近年、捜査の現場における世代交代が進んでいる中、特に地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が減少しており、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニングの方法により伝承されてきた。しかし、捜査員の世代交代が急速に進んだことから、この方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっており、警察では、体系的に捜査技能が伝承されるよう、各種取組を進めている。

① 将来の警察組織を担うにふさわしい刑事捜査員等の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験できるわけではない。他方で、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法全般を体験させるなどしている。

捜査幹部に対しては、警察大学校、管区警察局、管区警察学校等において教育訓練を行い、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の策定、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、証拠資料等に基づく適正な取調べの方法、裏付け捜査の徹底等の捜査運営等、捜査幹部としての職務に必要な知識及び技能の向上を図っている。



先輩捜査員による指導状況（足跡の採取）



先輩捜査員による指導状況（指掌紋の採取）

② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、平成6年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠を越えて広域的に指導官として活用している。

平成31年4月22日現在、全国警察において、195人の警察職員が情報分析、強行犯捜査、性犯罪捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野^(注)で広域技能指導官に指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

注：このほか、職務質問、交通鑑識、警衛・警護等の様々な分野において広域技能指導官を活用している。

(7) 犯罪インフラ対策の推進

① 犯罪インフラに関する取組

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、本人確認書類を偽造して携帯電話やクレジットカード等の契約をするなどその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、特殊詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等がある。犯罪インフラは、あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、犯罪組織等がこれを利用して各種犯罪を効率的に敢行するなど、治安に対する重大な脅威となっている。

警察では、犯罪インフラに関連する情報を広範に収集・分析し、関係事業者等との連携を強化することによって、犯罪インフラの解体等を図るとともに、関係事業者が提供するサービス等に関する捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にすることにより、迅速かつ的確な捜査に資する捜査環境（捜査インフラ）を構築するための取組を推進している。

警察庁においては、関係省庁及び事業者と連携し、技術の発展等に伴う新たな制度やサービス等が犯罪に悪用されることを防止・解消するための取組を推進している。

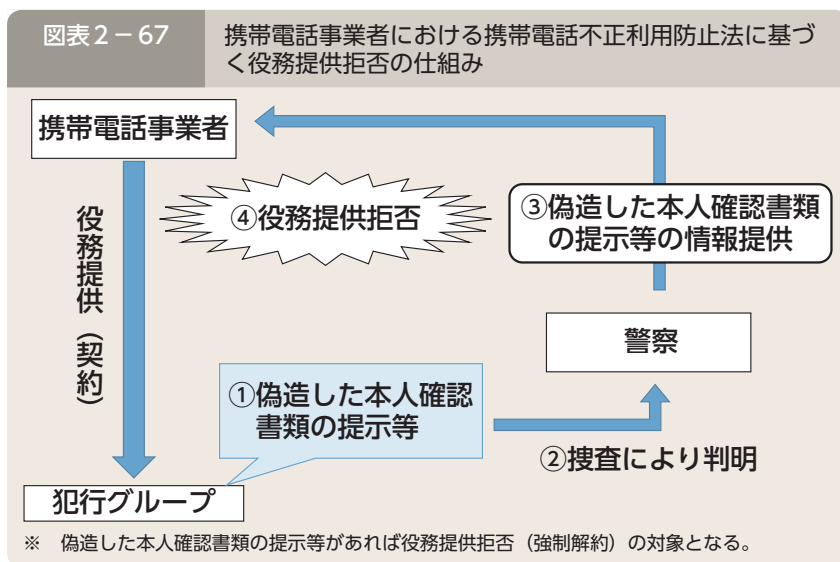
② 特殊詐欺等に悪用される携帯電話への対策

特殊詐欺等を実行する犯行グループには、自己への捜査を免れるために不正に取得した携帯電話を悪用する実態が認められる。

特に近年では、MVNO^(注)に対して偽造した本人確認書類を提示したり、本人確認書類に記載された者になりすまして契約したりする方法により、不正に取得された架空・他人名義の携帯電話が特殊詐欺等に悪用される事例が目立っている。

また、レンタル携帯電話事業者の中には、携帯電話不正利用防止法で定められた貸与時の本人確認を適切に行わないものや本人確認を全く行わないものが存在するとともに、犯行グループの手に渡るまでに複数の事業者が介在している場合もあるなど、レンタル携帯電話の実際の利用者を特定することが困難となっている。

このような状況に鑑み、警察では、不正に取得された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否がなされるよう携帯電話事業者に情報提供を行うとともに、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するなど、犯罪に悪用される携帯電話への対策を推進している。



注：Mobile Virtual Network Operatorの略。自ら無線局を開設・運用せずに移動通信サービスを提供する電気通信事業者

2 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術の活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所において実施している。

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）^(注1)の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

① 警察におけるDNA型鑑定

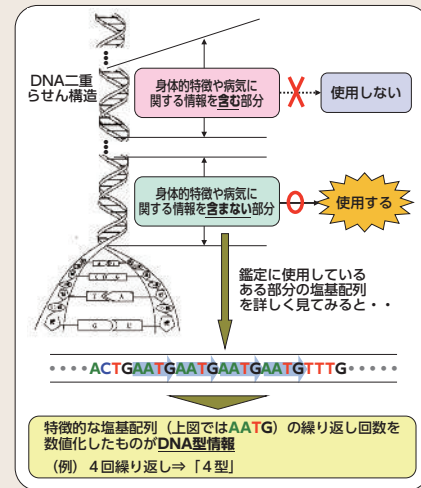
警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である^(注2)。

② DNA型鑑定の犯罪捜査への活用

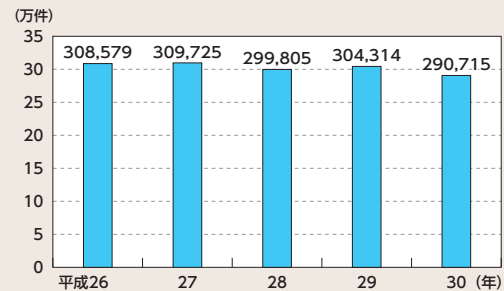
DNA型鑑定の実施件数の推移は、図表2-69のとおりであり、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録及び犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査をはじめとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

図表2-68 警察におけるDNA型鑑定の概要



図表2-69 DNA型鑑定実施件数の推移（平成26～30年）



図表2-70 DNA型データベースの運用状況（平成26～30年）

区分	年次	26	27	28	29	30
余罪照会 ^(注1) 一致数（件）		4,552	3,946	3,576	3,389	2,870
遺留照会 ^(注2) 一致数（件）		2,385	2,645	2,506	2,904	3,146

注1：被疑者DNA型記録をDNA型データベースに登録された遺留DNA型記録と対照して余罪を確認することを目的とした照会

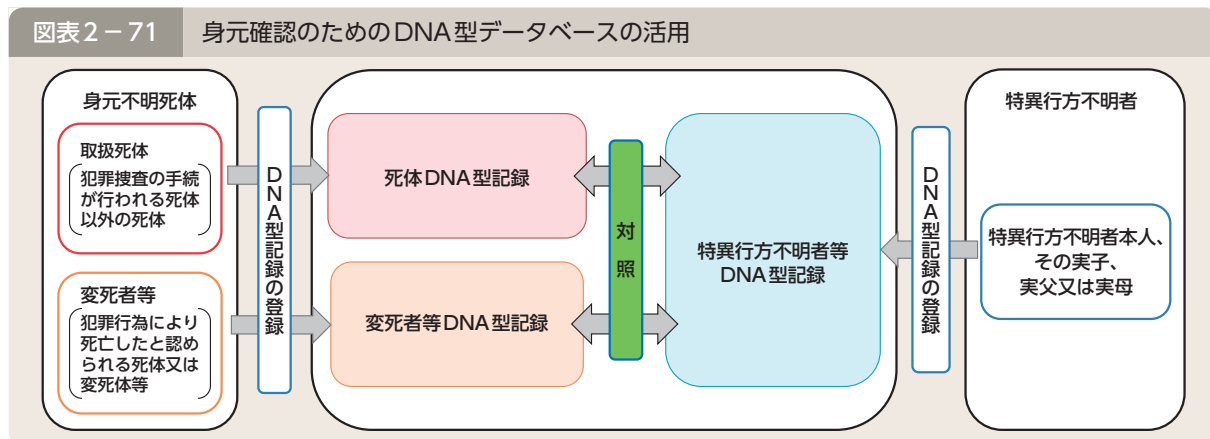
注2：遺留DNA型記録をDNA型データベースに登録された被疑者DNA型記録と対照して関係者を割り出すことを目的とした照会

注1：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

注2：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。

③ 身元確認のためのDNA型鑑定の活用

警察では、平成26年6月に閣議決定された「死因究明等推進計画」を踏まえ、平成27年4月から、身元不明死体の身元確認及び特異行方不明者^(注1)の速やかな発見に活用するため、身元不明死体に関する資料から作成した変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録並びに特異行方不明者本人、その実子、実父又は実母に関する資料から作成した特異行方不明者等DNA型記録をデータベースに登録している。



(2) デジタル・フォレンジック^(注2)

犯罪に悪用された電子機器等に保存されている情報は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合があることから、これを証拠化するためのデジタル・フォレンジックが重要となっている。警察では、デジタル・フォレンジックを活用し、被疑者の特定等を行っているほか、関係機関や民間事業者と連携し、情報技術の進展に対応した人材の育成等による解析能力の向上を図っている。

(3) 指掌紋自動識別システム

指掌紋は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年（1911年）に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。



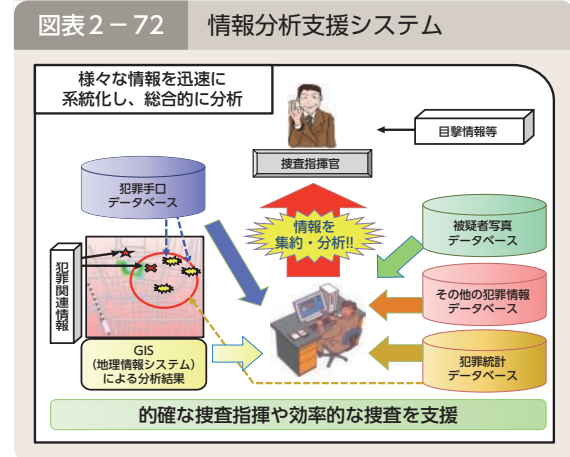
被疑者の指掌紋の採取状況（被疑者は模擬）

注1：犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれのある行方不明者

2：60頁（トピックスⅤ 警察捜査を支える情報技術解析）参照

(4) 情報分析支援システム（CIS－CATS^(注1)）

警察では、様々な犯罪関連情報を迅速に系統化し、総合的な分析を可能とするシステムとして、情報分析支援システム（CIS－CATS）を運用している。同システムにおいては、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することが可能であり、同システムを活用した的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことで、事件解決に役立っている。



(5) 自動車ナンバー自動読取システム

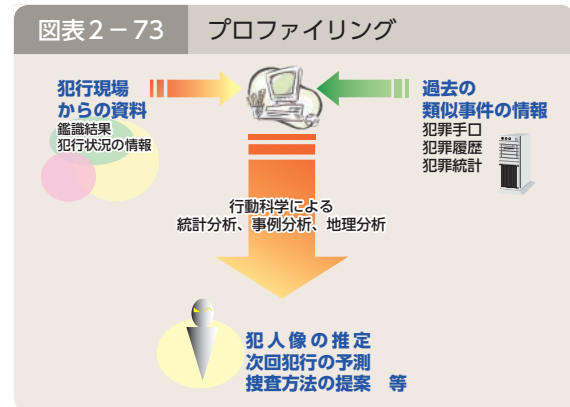
自動車盗をはじめとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的である。このため、警察庁では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

(6) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、また情報分析支援システム等を活用して分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである^(注2)。

プロファイリングは、連続して発生している性犯罪、窃盗、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待される。

警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、捜査員とプロファイリング担当者が情報を共有・連携し、聞き込み捜査等の従来の捜査の結果と科学的見地に基づくプロファイリングによる推定結果の双方から、犯人像の推定等を行っている。また、プロファイリングには、行動科学や統計分析に関する専門的知識が求められることから、警察庁では、全国警察から捜査員及び科学捜査研究所で勤務する職員を集め、科学警察研究所で研修を実施するなどして、プロファイリング担当者の育成を図る一方、全国警察における分析結果の集約、検証等を通じて分析技術の高度化について研究を進めている。



注1：Criminal Investigation Support-Crime Analysis Tool & Systemの略

2：我が国では、平成6年に科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、平成12年には北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。警察庁においては、平成18年に情報分析支援室が設置され、プロファイリングを担当することとなり、平成26年には、体制を充実させ、捜査支援分析管理官が設置された。それ以降、都道府県警察においても体制の整備を進めている。

3 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査

令和元年6月1日に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が全面施行された。これにより、取調べの録音・録画制度や合理化・効率化された通信傍受が導入された。警察では、これらの新たな制度へ対応するための取組等を推進している。

(1) 取調べの録音・録画に係る取組

① 取調べの録音・録画制度の運用

令和元年6月1日から開始された取調べの録音・録画制度は、逮捕又は勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件等について取り調べる場合に、原則として、その全過程を録音・録画することを義務付けるものである。警察では、これまでの試行により蓄積された経験をいかし、同制度の下での適正かつ効果的な取調べを推進している。

② 取調べの録音・録画の試行

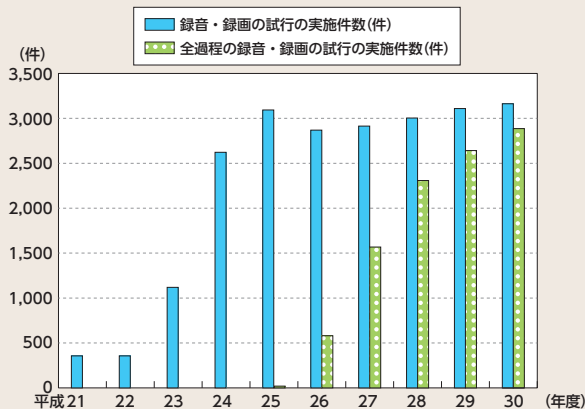
これまで警察では、平成21年4月に全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件について、取調べの録音・録画の試行を開始し、その後、その対象を知的障害、発達障害、精神障害等の障害を有する被疑者に係る事件にまで拡大するなど、同試行を積極的に実施してきた。

また、平成28年10月からは、取調べの録音・録画制度に適切に対応できるよう、同制度の施行を見据えた新たな指針を策定して試行を拡充するなど、必要な準備を進めてきた。

③ 取調べの録音・録画の試行の実施状況

警察では、裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画制度の施行に向けて、原則全過程の録音・録画の実施の徹底に努めてきた。取調べの録音・録画の試行の実施状況については、図表2-74及び図表2-75のとおりである。

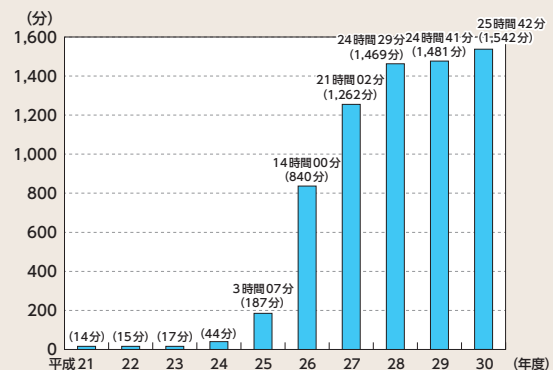
図表2-74 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行の実施件数の推移 (平成21~30年度)



区分	年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
録音・録画の試行の実施件数 (件)		358	359	1,118	2,637	3,105	2,877	2,936	3,028	3,077	3,130
うち全過程の録音・録画の試行の実施件数 (件)						29	587	1,565	2,324	2,618	2,860

注：全過程の録音・録画の試行の実施件数は25年度から集計

図表2-75 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施事件1件当たりの平均実施時間の推移 (平成21~30年度)



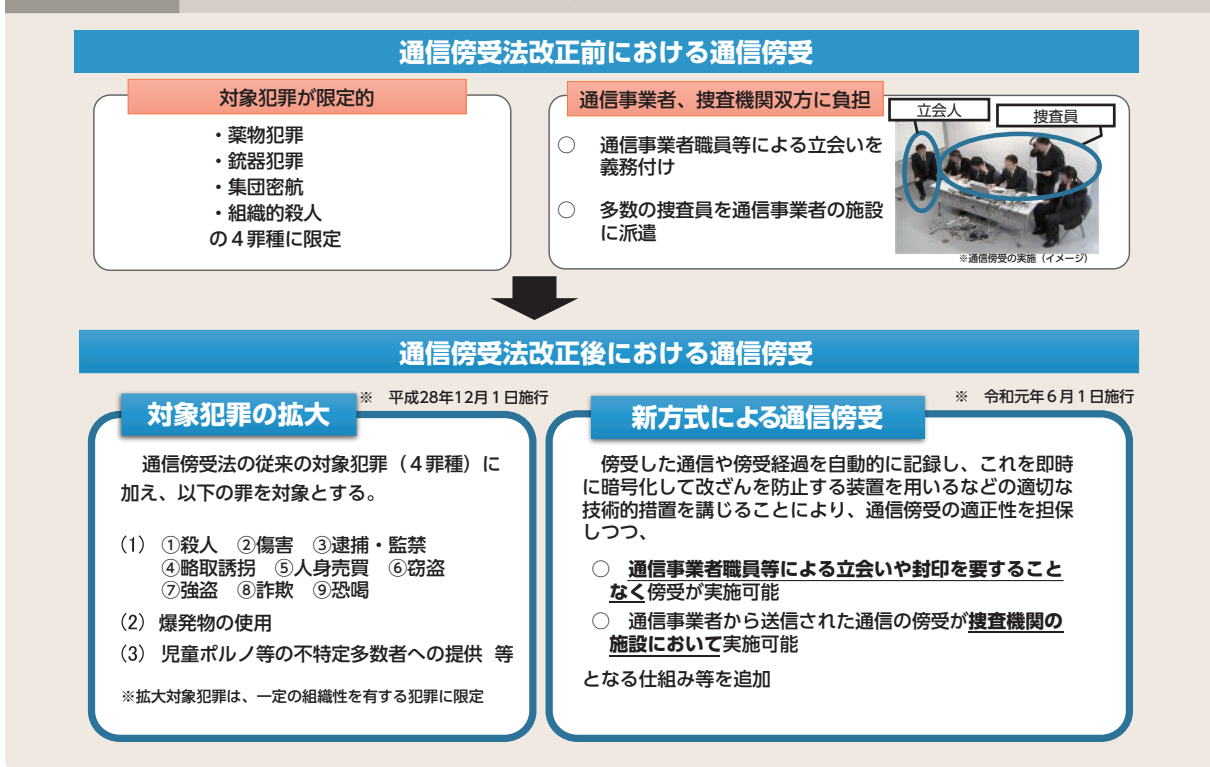
(2) 通信傍受の合理化・効率化

刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、通信傍受法^(注1)も改正され、平成28年12月から、特殊詐欺や組織窃盗、暴力団等の犯罪組織による殺傷事件等の一般国民に重大な脅威を与えている組織犯罪についても通信傍受が活用できることとなっている^(注2)。

また、従来は、通信傍受を行う際、通信事業者職員等による立会いが義務付けられていたことに加え、通信事業者の施設において傍受を行うこととされていたため、多数の捜査員を相当期間派遣する必要があるなど、通信事業者、捜査機関双方に大きな負担が生じていたところ、令和元年6月1日からは、通信内容の暗号化等の技術的措置を講じることで通信傍受の適正性を担保しつつ、通信事業者による立会い・封印を不要とし、また、警察の施設での通信傍受を可能とする手続を新たに導入するなど、手続の合理化・効率化が図られている。

通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織中枢の検挙に有用な捜査手法となり得ることから、警察では、引き続き通信傍受法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくこととしている。

図表2-76 通信傍受法改正後における通信傍受の概要



(3) その他

上記のほか、刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、証拠の一覧表の交付手続の導入等を内容とする証拠開示制度の拡充、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大等を内容とする弁護人による援助の充実、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等を内容とする犯罪被害者等及び証人を保護するための措置等の新たな制度が導入されている。

注1：犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

2：新たに対象犯罪に追加されたのは、殺人、傷害、逮捕・監禁、略取誘拐、人身売買、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、爆発物の使用、児童ポルノ等の不特定多数者への提供等。また、追加された犯罪で通信傍受を実施するためには、従来の実施要件に加え、一定の組織性（当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足りる状況があること）を有することを要する。

第3節

地域住民の安全安心確保のための取組

1 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成31年（2019年）4月1日現在、全国に交番は6,253か所、駐在所は6,296か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール、立番等による警戒

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード^(注)による情報提供等を行っている。

また、交番の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

CASE

新潟県警察では、移動交番車を「こども見守りセンター」として小学校付近に配置し、赤色灯を点灯させて駐留警戒を実施するとともに、その周辺で警察官がボランティアと連携して、登下校中の児童に対して声掛け等の注意喚起や見守り活動を実施している。



小学校での警戒・見守り活動

② 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力の向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成30年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は15万1,901人と、警察による刑法犯の総検挙人員の73.7%を占めている。

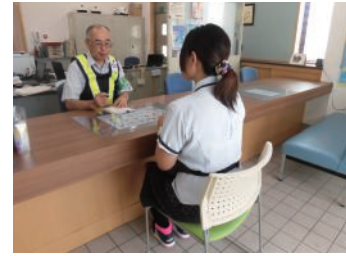
memo 地域警察官の現場執行力の充実・強化

交番等勤務員に対する襲撃事件の発生等を受け、警察ではこれらを想定した実戦的な訓練の実施、機能を強化した新型拳銃入れの導入等、地域警察官の現場執行力を充実・強化するための取組を推進している。

注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらうことなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。

③ 交番相談員の活用

平成31年4月1日現在、全国で約6,300人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、警察業務に関する知識や経験を有する退職警察官である。



交番相談員

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪や事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

CASE

山形県警察では、平成30年12月から、高齢者宅に巡回連絡を行う際、防犯についての指導事項等を記載したチェックリストを活用することで、高齢者に対してきめ細やかな防犯指導を行い、高齢者の特殊詐欺や交通事故等の被害を防止するための取組を実施している。例えば、固定電話機の近くに特殊詐欺の被害防止のためのチラシを掲示したり、警察官が固定電話機の操作をサポートして留守番電話機能を設定したりするほか、高齢者の靴等に反射シールを貼付するなどの取組を行っている。

CASE

警視庁では、近年、大規模マンションが増加していることを踏まえ、一般社団法人マンション管理業協会と「マンション住民の安全・安心の確保に関する相互協力協定書」を締結し、巡回連絡の円滑な実施を図るとともに、マンションにおいて特殊詐欺の被害防止対策に関する講話、護身術の体験等のイベントを開催することにより、住民の防犯意識の向上や安心感の醸成を図っている。

② 交番・駐在所連絡協議会

平成31年4月1日現在、全国の交番・駐在所に約1万2,000の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を行っている。

(3) 交番等における外国人への対応

① 機器等の整備及び活用

警察では、日本語を解さない外国人が各種届出等のために交番等を訪れた場合に、意思の伝達や手続が円滑に行えるよう、翻訳機能を備えた機器や外国語を併記した遺失届等の各種届出関係書類等の整備及び活用を図っている。

② 電話通訳の活用

警察では、外国人への対応のため通訳が必要となった場合、携帯型端末を利用するなどして電話通訳を行い、外国人との迅速・的確な意思の疎通を図っている。また、地域警察官に対し、電話通訳を行う手順や通訳を介した事情聴取の要領等に関する訓練を行っている。

③ 外国語対応モデル交番の運用

警察では、外国人の来訪が多い観光地、繁華街・歓楽街、国際空港、大規模ターミナル駅等において、外国語で会話することが可能な職員を配置した外国語対応モデル交番を運用している。

外国語対応モデル交番では、外国語対応が可能であることを明示するなどして、日本語を解さない外国人からの各種届出、地理案内等に主に英語で対応している。



外国語対応モデル交番

(4) 遺失物の取扱い

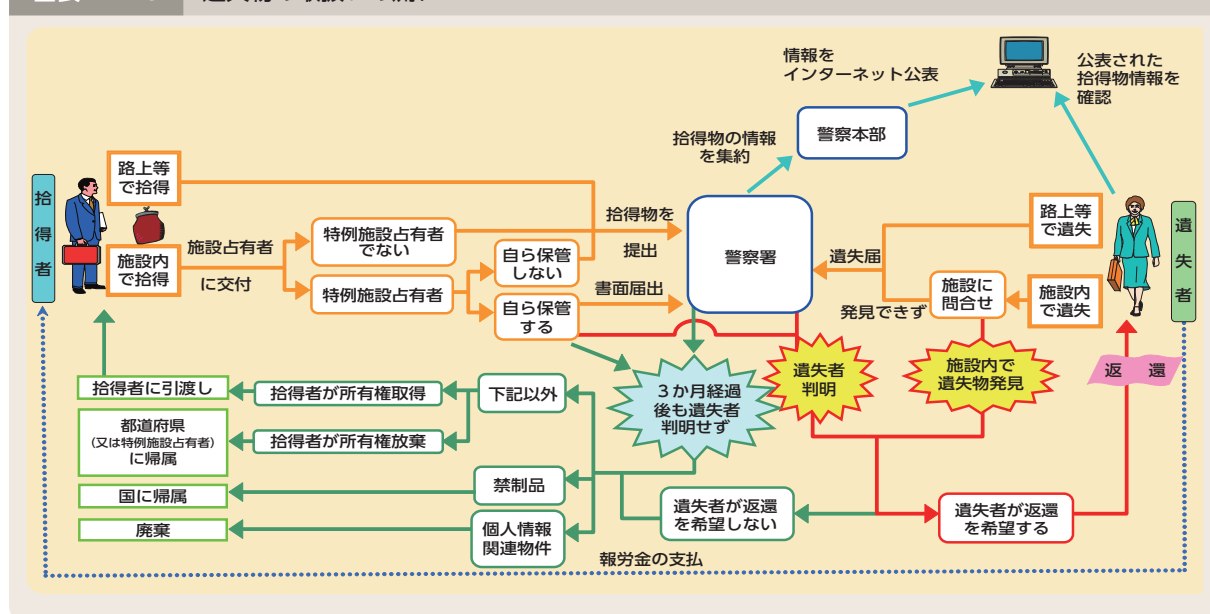
警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成30年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分^(注)を含め約2,950万点に上っている。

なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約133億円が、物品については約1,106万点が遺失者に返還されている。

図表2-77 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移 (平成26~30年)

区分		年次				
		26	27	28	29	30
通貨 (億円)	拾得物	164	171	177	186	191
	遺失届	368	370	366	369	368
物品 (万点)	拾得物	2,497	2,671	2,796	2,882	2,950
	遺失届	1,223	1,249	1,295	1,294	1,296

図表2-78 遺失物の取扱いの流れ



注：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者（特例施設占有者）は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

2 事件・事故への即応

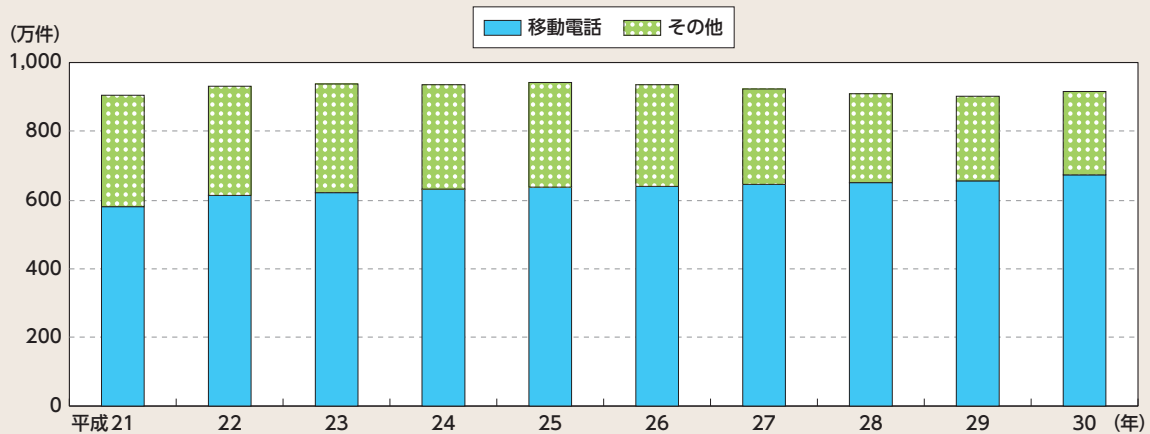
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、初動措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

平成30年中の110番通報受理件数^(注1)は、約916万件であり、約3.4秒に1回、国民約14人に1人から通報を受理したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が73.5%を占め、過去最高を記録した。

警察では、110番通報の適切な利用の促進のため、事件・事故等の緊急の対応を必要とする場合にはためらわずに110番通報を利用する一方、緊急の対応を必要としない相談等の通報については「#（シャープ）9110」番^(注2)や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。

図表2-79 110番通報受理件数の推移（平成21～30年）



区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
110番通報受理件数 (件)		9,043,401	9,309,415	9,372,379	9,354,015	9,414,827	9,350,926	9,228,841	9,092,710	9,014,918	9,159,177
移動電話 (件)		5,807,007	6,133,705	6,212,937	6,311,611	6,369,767	6,391,450	6,452,415	6,501,310	6,552,865	6,732,109
その他 (件)		3,236,394	3,175,710	3,159,442	3,042,404	3,045,060	2,959,476	2,776,426	2,591,400	2,462,053	2,427,068
移動電話構成比 (%)		64.2	65.9	66.3	67.5	67.7	68.4	69.9	71.5	72.7	73.5

注1：無応答、いたずら、かけ間違い等は計上していない。

2：130頁参照

(2) 通信指令

① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注1)の発令等を行っている。平成30年中の緊急配備の発令件数は、前年と比べ1,189件（約18.3%）増加し、7,685件となった。

また、平成30年中に通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンス・タイム^(注2)の平均は、7分25秒であった。

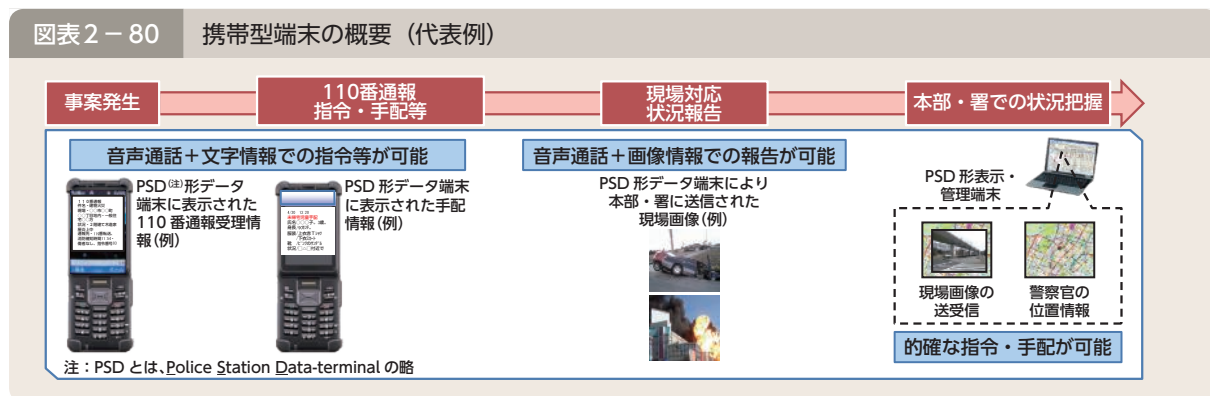
警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県警察において運用するなど通信指令システムの高度化を図っている。

② 携帯型端末を活用した初動警察活動

警察では、音声通話機能及びデータ通信機能を有する携帯型端末を整備し、各都道府県警察において運用している。

同端末の活用により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像、GPSで測位された警察官の位置等の情報を、通信指令室、警察署及び現場の警察官が組織的に共有し、的確な初動警察活動に当たっている。

図表2-80 携帯型端末の概要（代表例）



③ 外国語による110番通報への対応

警察では、外国語に通じた警察官を通信指令室に配置するほか、通訳センター等の警察職員を含めた三者通話を行うなどして、日本語を解さない者からの110番通報に対応している。

(3) 初動警察活動の強化

① 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う全国通信指令・無線通話技能競技会の開催、通信指令の知識・技能に関する検定制度の運用、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等による実践的な指導等を通じ、組織的な人材育成に努めている。

② 実践的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の更なる強化を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実践的な訓練を継続的に実施している。

注1：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

注2：通信指令室が110番通報を受理し、パトカーに指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

(4) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、警乗^(注1)、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を実施している。また、痴漢の被害者から相談を受理した場合は、被害者に同行して周辺の警戒を行うなどしている。

また、警察では、平成30年6月に発生した新幹線車内での殺傷事件を踏まえ、鉄道事業者との連携強化、効果的な警乗の実施、新幹線車内での事案対処能力の強化等の取組を実施している。



新幹線への警乗

(5) パトカーの活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置をとっている。



パトカー

CASE

平成31年1月、初詣の参拝客でにぎわう神社付近の商店街において自動車が暴走し、通行人8人が跳ねられる事案が発生した。その後、被疑者の逃走先を予測し、パトカーにより付近を検索したところ、不審な男(21)を発見し、同男に対する職務質問を行った後、同男を殺人未遂罪で逮捕した(警視庁)。

(6) 警察用航空機(ヘリコプター)及び警察用船舶の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイスト救助装置^(注2)等の各種資器材が装備された警察用航空機(ヘリコプター)及び水難者救助用の各種資器材が装備された警察用船舶を全国に配備しており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、被疑者の追跡、災害や重大事件発生時における情報収集、被災者の救助等を行っている。

警察用航空機
(ヘリコプター)

警察用船舶

CASE

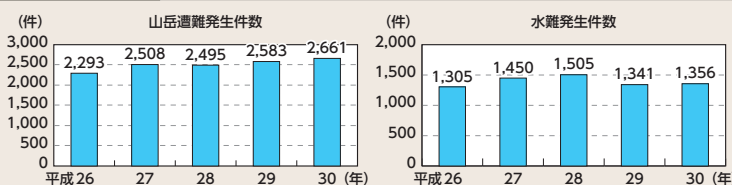
平成30年9月、サーフィンをしていた女性が沖合に流される事案が発生したことから、警察用航空機(ヘリコプター)や警察用船舶等が出動し、ヘリコプターテレビシステムや無線通話による連携した捜索活動により同女性を無事救助した(茨城)。

(7) 山岳遭難及び水難に対する警察活動

平成30年中の山岳遭難の発生件数は2,661件、遭難者数は3,129人(うち死者・行方不明者は342人)であり、水難の発生件数は1,356件、水難者数は1,529人(うち死者・行方不明者は692人)であった。

警察では、パトロール、広報啓発活動等により遭難の防止を図るとともに、遭難救助訓練や研修会により救助技術の向上を図っているほか、遭難が発生した際には、関係機関・団体等と連携の上、ヘリコプターを活用するなどして、遭難者の捜索救助に当たっている。

図表2-81 山岳遭難及び水難の発生件数の推移(平成26~30年)



山岳における訓練状況

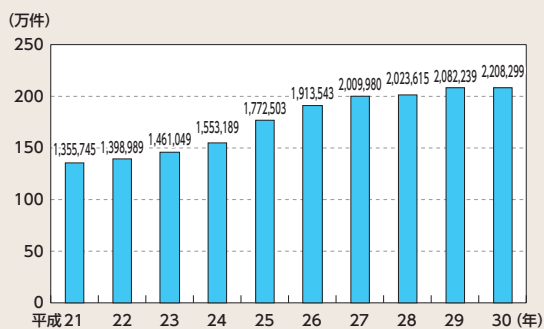
注1：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乗務して、列車内における犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること
2：航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装置

3 相談業務の充実強化

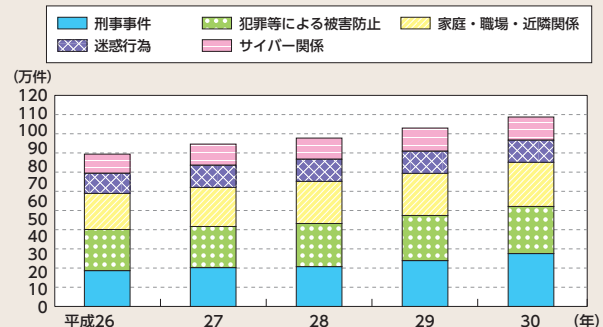
(1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移及び相談内容については、図表2-82及び図表2-83のとおりである。平成30年中の相談取扱件数は220万8,299件と、前年より約12万6,000件（6.1%）増加し、近年増加傾向にある。

図表2-82 相談取扱件数の推移（平成21～30年）



図表2-83 主な相談内容とその推移（平成26～30年）



区分	年次	26	27	28	29	30
刑事事件(件)		203,665	221,171	225,094	261,936	303,407
犯罪等による被害防止(件)		232,672	233,675	249,332	255,520	262,762
家庭・職場・近隣関係(件)		205,045	223,412	236,442	240,956	252,981
迷惑行為(件)		108,854	116,964	120,066	128,258	132,115
サイバー関係(件)		115,561	126,224	126,621	129,393	126,815

(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に組織的な対応を行うことができるよう、警視庁及び道府県警察本部並びに各警察署の総・警務部門にそれぞれ相談の総合窓口を設置している。

総合窓口には、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等の警察安全相談員を配置し、体制の確保に努めている。

また、警視庁及び道府県警察本部の総合窓口 nationwide 統一番号の警察相談専用電話（「#（シャープ）9110」番^{（注）}）を設置し、電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されるようにしているほか、都道府県警察のウェブサイト上でも相談を受け付けている。



「#9110」番の広報活動

(3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。

相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急の対応を要する相談事案を認知した場合には、直ちに幹部へ報告して対応するなど、迅速かつ組織的な対応を強化している。

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

② 相談に対応する職員への研修の実施

治安に関する多種多様な相談に適切に対応できる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や様々な専門的知識を有する部外講師による講義等、実務に直結する研修を実施している。



相談対応要領研修

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体等で取り扱うことが望ましい相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要な相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。



関係機関・団体等との連絡会議

CASE ▶

平成30年2月、女性から「孫をかたる男から家に来るとい電話がかかってきたが、本物の孫ではなかった」との相談を受理した。同女性から事情聴取を行ったところ、オレオレ詐欺の電話であることが判明し、同女性の協力を得てだまされた振り作戦を実施した。その結果、同女性の自宅付近をうろついている男（20）らを発見し、職務質問を実施したところ、本件の「受け子」であることが判明したため、同男2人を詐欺未遂罪で逮捕した（茨城）。

CASE ▶

平成30年3月、女性から「高校生の娘が理容店で髪を切った際、胸の写真を撮られたと言っている」との相談を受理した。同女性の娘から事情聴取を行ったところ、理容店主の男（50）に着衣の中をデジタルカメラで盗撮された事案であることが判明し、同年4月、同男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ盗撮製造）で逮捕した（福島）。

（4）認知症に係る行方不明者等への対策

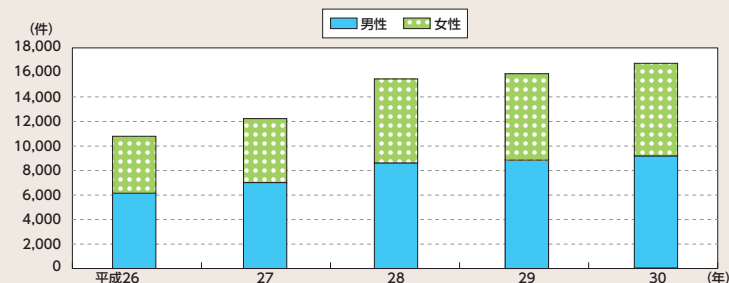
平成30年中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は1万6,927件であり、統計をとり始めた平成24年以降、増加を続けている。

警察では、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの活用や、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進しているほか、認知症サポーター養成講座等の部外有識者による講習会や搜索模擬訓練等を通じて、認知症の特性や認知症に係る行方不明者を発見した場合の対応要領等について、職員の理解を深める取組を行っている。



模擬搜索訓練の状況

図表2-84 認知症に係る行方不明者届の受理件数の推移(平成26～30年)



区分	年次	26	27	28	29	30
合計 (件)		10,783	12,208	15,432	15,863	16,927
男性		6,130	7,012	8,617	8,851	9,274
女性		4,653	5,196	6,815	7,012	7,653

第4節

良好な治安確保のための 基盤構築に向けた取組

1 犯罪防止に向けた取組

(1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

① 社会の犯罪予防機能の高度化

ア 安全で安心なまちづくり

政府では、安全で安心なまちづくりのための地域の自主的な取組を支援し、官民連携した取組を全国に展開する「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成17年(2005年)6月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定)や、「[「世界一安全な日本」創造戦略](平成25年12月閣議決定)等に基づき、関係機関・団体等と連携して、全国で安全で安心なまちづくりを推進している。

イ 安全で安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全安心なまちづくりの日」(毎年10月11日)の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、政府では、その取組の一環として、安全で安心なまちづくりに関し、顕著な功績等があった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を毎年実施している。



安全安心なまちづくり関係功労者表彰

また、警察庁では、平成30年10月、優れた活動を行う防犯ボランティア団体が取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2018」を開催し、全国的な自主防犯活動の活性化に取り組んでいる。

ウ 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向け、商店街、商工会議所、商工会、地域住民、地方公共団体等と問題意識を共有し、地方公共団体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通じて街並みの改善を図っている。

また、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを推進している。

② 防犯ネットワークの整備と活用促進

警察では、地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者による防犯に関するCSR^(注)活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪対策の推進を図っている。

注：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

ア 防犯ボランティア団体の活動

平成30年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万7,180団体^(注1)であり、その構成員数は258万8,549人となっている。

多くの団体で防犯パトロールや通学路等における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携したATM利用者への注意喚起や高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、平成30年末現在、全国で9,880団体、4万5,240台の青色回転灯装備車が活動している。



青色回転灯装備車

また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」^(注2)を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供している。

(2) 犯罪防止に配慮した環境設計

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全で安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンション、駐車場等を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場等として登録又は認定する制度の普及を図っており、平成31年3月末現在、防犯優良マンション制度は24都道府県^(注3)で、防犯モデル駐車場制度は13都府県^(注4)で整備されている。

③ 街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である。警察では、平成31年3月末現在、30都道府県で1,912台の街頭防犯カメラを設置しているほか、民間事業者等による設置・運用について支援を行っている。

④ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、地方公共団体が主催する各種会議等に参画し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、地方公共団体の安全で安心な都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

⑤ 防犯設備関連業界との連携

警察では、最新の犯罪情勢や手口等を事業者提供するなどして社会のニーズに応じた優良な防犯設備の開発を支援している。また、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注5)と協働し、防犯設備の効果的な設置及び適正な管理に向けた取組を推進している。

注1：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

2：<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>

3：北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、愛媛、熊本、大分及び沖縄。平成31年3月末現在、2,641件の登録又は認定がされている。

4：東京、千葉、神奈川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。平成31年3月末現在、284件の登録又は認定がされている。

5：防犯設備士（平成31年4月1日現在2万8,909人）、総合防犯設備士（同383人）

2 警備業、古物営業及び質屋営業の状況

(1) 警備業の状況

平成30年末現在、全国の警備業者数は9,714業者、警備員数は55万4,517人となっている。

警備業は、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、現金輸送警備業務、ボディガード等の種々の形態を有しており、特に各種センサー、非常通報装置等の警備業務用機械装置を使用して、住宅、事務所、店舗、駐車場等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する機械警備業務の需要が近年増加傾向にあるなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所等の重要施設での警備業務も行っているほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において警備業者が実施することとなる施設警備業務等への期待が高まるなど、警備業に対する社会的な需要は増大している。

警察では、警備業が果たすこうした役割に鑑み、警備業法に基づき、警備業務の質の向上を図るとともに、警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正を図っている。

(2) 古物営業及び質屋営業の状況

古物商や質屋においては、その営業の中で古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、これらの営業に係る業務について事業者に対する必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。平成30年中、古物商及び質屋から都道府県警察に対する不正品の疑いがある旨の申告件数は258件であり、これらの業界団体は、各種防犯活動への参加や啓発活動等を行っている。警察では、古物営業法又は質屋営業法に基づく品触れ^(注)や指導監督等により、盗品等の流通防止と被害の迅速な回復に努めている。

図表2-85 古物営業及び質屋営業許可件数の推移（平成21～30年）

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
古物営業（件）		686,577	698,669	713,064	727,669	741,045	753,893	766,493	775,723	784,677	789,345
	古物商	684,984	697,091	711,485	726,085	739,461	752,326	764,906	774,157	783,110	787,779
	古物市場主	1,593	1,578	1,579	1,584	1,584	1,567	1,587	1,566	1,567	1,566
質屋営業（件）		3,422	3,382	3,332	3,270	3,168	3,098	3,034	2,951	2,865	2,793

注：警察本部長等が盗品等の発見のために必要があると認めるときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めもの

3 少年非行防止に向けた取組

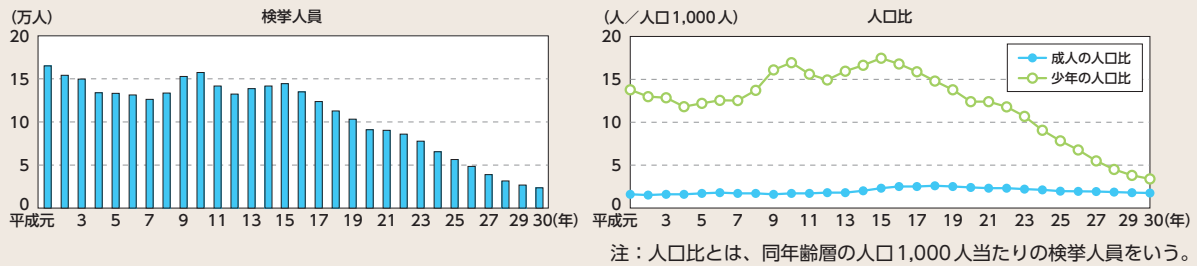
(1) 少年非行の現状

① 少年非行情勢

平成30年中の刑法犯少年の検挙人員は2万3,489人と、前年より3,308人(12.3%)減少し、15年連続の減少となった。しかし、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は3.4人で、成人(1.7人)と比べ、引き続き高い水準にある。

触法少年(刑法)及び不良行為少年の補導人員は、いずれも減少傾向にある。

図表2-86 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移(平成元年~30年)



図表2-87 触法少年(刑法)及び不良行為少年の補導人員の推移(平成21~30年)

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
触法少年(刑法)の補導人員(人)		18,029	17,727	16,616	13,945	12,592	11,846	9,759	8,587	8,311	6,969
凶悪犯		143	103	104	130	106	76	62	81	74	61
粗暴犯		1,336	1,497	1,438	1,469	1,494	1,429	1,190	987	1,014	908
窃盗犯		12,026	12,077	11,383	9,138	8,069	7,728	6,398	5,699	5,535	4,685
知能犯		68	60	68	61	64	44	61	48	34	39
風俗犯		166	175	185	202	253	192	230	192	214	188
その他の刑法犯		4,290	3,815	3,438	2,945	2,606	2,377	1,818	1,580	1,440	1,088
不良行為少年の補導人員(人)		1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798	536,420	476,284	404,754
深夜はいかい		554,078	549,798	564,575	526,421	472,852	429,943	373,132	309,239	270,667	226,377
喫煙		364,956	363,658	353,258	303,344	257,043	225,920	198,555	162,231	138,588	112,861
その他		94,806	98,508	95,334	88,161	79,757	75,311	70,111	64,950	67,029	65,516

② 平成30年中の少年非行の主な特徴

ア 刑法犯少年

平成30年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は、総数の約6割を占める窃盗犯が減少傾向にあり、全体の数値を引き下げている。一方、知能犯については、前年に引き続き増加している。

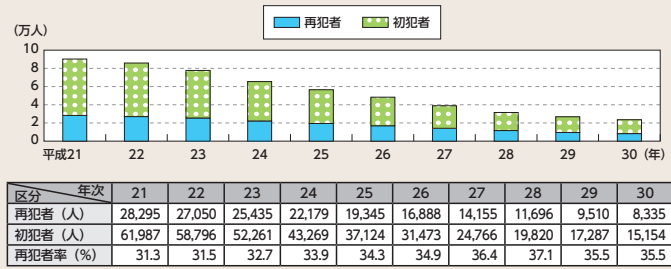
図表2-88 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移(平成21~30年)

区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総数(人)		90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489
凶悪犯		949	783	785	836	786	703	586	538	438	463
粗暴犯		7,653	7,729	7,276	7,695	7,210	6,243	5,093	4,197	3,619	3,623
窃盗犯		54,784	52,435	47,776	38,370	33,134	28,246	23,015	18,298	15,575	13,163
知能犯		1,144	978	971	962	878	987	936	833	899	1,155
風俗犯		399	437	466	566	523	445	528	573	565	537
その他の刑法犯		25,353	23,484	20,422	17,019	13,938	11,737	8,763	7,077	5,701	4,548

イ 再犯者^(注)

刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移は図表2-89のとおりであり、再犯者数は15年連続の減少となったが、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は35.5%と、前年と同水準であった。

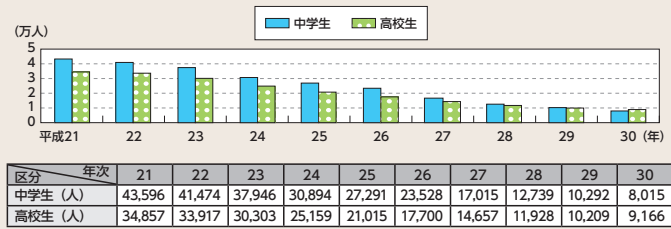
図表2-89 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移
(平成21～30年)



ウ 中学生及び高校生の検挙・補導人員 (刑法)

中学生及び高校生の検挙・補導人員の推移は、図表2-90のとおりであり、いずれも減少した。また、12年ぶりに高校生の検挙・補導人員が中学生を上回った。

図表2-90 中学生・高校生の検挙・補導人員 (刑法) の推移
(平成21～30年)



平成30年1月、男子中学生(15)は、路上を通行中の面識のない女子高校生の腹部等を刃物で突き刺して殺害しようとした。同月、同男子中学生を殺人未遂罪で逮捕した(鹿児島)。

(2) 非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

② 街頭補導活動

少年の集まる繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及び保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。



街頭補導活動

注：非行を犯した者であって、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのあるものをいう。処分の未決・既決は問わず、触法少年時に受けた処分や警察限りの扱ひも含む。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

(3) 学校その他関係機関との連携確保

① 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、平成31年4月現在、全ての都道府県で約2,400の学校警察連絡協議会が設けられている。

② スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。平成31年4月現在、44都道府県で約860人が配置されている。

③ 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から構成される少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

(4) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成31年4月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員^(注1)約5万人、少年警察協助手員^(注2)約230人及び少年指導委員^(注3)約6,400人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年3月現在、大学生ボランティア約6,000人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



大学生ボランティアによる少年の居場所づくり活動

(5) 少年事件対策

警察では、集団的不良交友関係^(注4)に関する情報を収集・分析し、少年事件対策に活用するとともに、警視庁及び道府県警察本部に少年事件指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べや客観的証拠の収集等による非行事実の厳格な特定等に努めるよう、捜査員等に対して指導・教育を行うことにより、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

注1：街頭補導活動をはじめとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

注4：非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係

警察活動の最前線

警察署生活安全課の一日



市民生活の平穏と安全の確保を担う生活安全警察の業務について、最前線で勤務するA警察署生活安全課の職員らの一日を通じて描写する。

翌日 09:00
退署 (当直員)

当直勤務を終えて、退署する。休日ので体をしっかりと休める。

翌日 08:45
翌日の引継ぎ (当直員)

当直中の出来事について、翌日、関係課に責任をもって引き継ぎ、当直勤務の一日を終えた。
当直勤務中は深夜の対応が必要となることもあるが、署員で協力しながら地域の治安を守っている。非常にやりがいのある仕事だ。

翌日 01:30 ~ 仮眠 (当直員)

先程の暴力事案の対応を終えて、休憩室で仮眠に入る。朝まで新たな事件等もなく、ゆっくりと寝ることができた。

翌日 00:00 配偶者からの暴力事案の検挙 (当直員)



「夫が暴れている」との110番通報が入った。刑事課員と共に現場に急行すると、男性が女性に対し、まさに殴りかかろうとしていた。女性は全身打撲の重傷を負っていたことから、早急に救急車を手配するとともに、男性を傷害容疑で現行犯逮捕した。

女性によれば、男性から日常的に暴力を受けていたようだ。男性の身柄を拘束している間に、女性を安全な場所へ速やかに避難させることを最優先しなければならない。男性の連行、弁解録取書等の書類作成を刑事課員と連携して行うとともに、女性の避難先を確保した。

今後も、配偶者暴力相談支援センターと連携しながら、被害者の女性のために、迅速・確実な対応を行っていく必要がある。

20:00 歓楽街のパトロール (防犯係)

商店街、自治体、防犯ボランティア団体等と協力し、定期的な管内のパトロールを行った。

このパトロールは、悪質な客引きやスカウト行為等、路上で行われる迷惑行為や不当な料金の取立てを防止するだけでなく、歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等の実態把握も兼ねている。

管内の実態把握も、良好な治安を守るための重要な要素の1つである。



17:45 当直指示 (当直員)

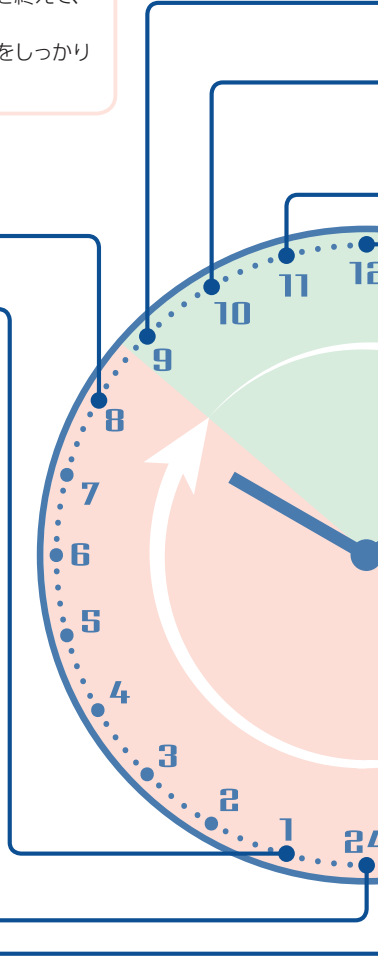
当直員として、他課の職員と共に夜間帯の勤務に当たる。昼夜を分かたず、市民の安全と安心を守るための重要な任務だ。

当直隊長からは、当直勤務に当たり、特に注意を要する点について指示があった。



17:45 退署

執務時間が終わったため、本日当直員に指定されている課員と20:00から月例の合同パトロールの予定がある防犯係の課員を除いて、退署する。



09:00 署長訓授

署長から、最近の管内情勢を踏まえた指示を受けた。

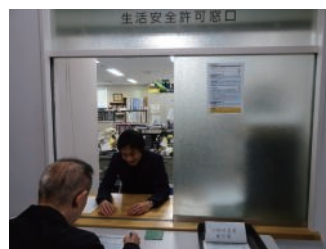
管内の治安情勢だけでも課題が山積している。署長を筆頭に署員一丸となって対策を講じなければならない。



10:00 許可等事務 (許可事務係)

署に設置されている窓口において、猟銃の所持許可について相談を受けた。許可をするかどうかについては、法令の定めに従って判断することとなるため、その内容を正しく説明する必要がある。

事件捜査等の警察官の業務として一般的に想像されるものとは異なった印象かもしれないが、許可等事務も、市民の安全と安心を守る上で不可欠な業務である。



11:00 行方不明者の発見活動 (防犯係)

署において行方不明者届を受理した。

届出人によれば、行方不明者は認知症の疑いがあることから、過去に立ち回った地域や徘徊場所があるか、自ら名のあることができるかなどを聴取し、立ち回りが予想される場所を中心に、地域課員や刑事課員等の協力を得ながら発見活動を行ったところ、自宅から遠方の路上において行方不明者を発見することができた。

行方不明事案は、行方不明者の生命又は身体に危険が生じるおそれがあることから、特に迅速かつ確に対応しなければならない。生活安全課のみでは十分な発見活動を行うことが困難な場合も多く、他課や本部との連携が不可欠である。



12:00 昼食

生活安全課の業務は非常に幅広いため、課員によって業務内容が大きく異なる。昼食の時間は、お互いの業務の状況を共有できる良い機会となっている。

15:30 通学路の安全確保 (少年係・防犯係)

管内において、不審者による通学路での子供に対する声掛け事案が発生したことから、学校及びPTAと情報共有を行った。また、声掛け事案の発生場所付近における警戒・パトロールを重点的に実施するとともに、地域の防犯ボランティア団体に対し、青色回転灯装備車による見守り活動を依頼した。子供が被害者となる犯罪は、地域住民に対して大きな不安を与えるものである。未然防止のためには、学校・教育委員会、PTA、地域のボランティア等との連携が必要である。



16:00 少年による万引き事案 (少年係)

管内の文具店店主から「万引きした小学生を確保した」との通報が入った。現場に急行し、関係者から事情を聴取した上で、保護者に連絡を取るとともに、署において少年から詳しい事情を聴取した。非行を繰り返させないよう反省を促しながらも、非行の原因を究明するために、少年からは丁寧に話を聞く必要がある。

少年本人は深く反省しており、少年の家庭環境に問題もないことから、聴取後、保護者と共に帰宅させた。

非行少年は、家庭、学校、交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えていることが多い。児童相談所や学校等の関係機関・団体等の協力を得ながら、少年にとって最も適切な対応を考えていかなければならない。

警察活動の最前線



声と声で繋がる

広島県警察本部地域部通信指令課指令第三係

新田 眞悟 巡査部長

ある日、女性が泣きながら110番をかけてきました。

性犯罪被害に遭われたこの女性は、勇気を振り絞って警察に助けを求めてきたのでしょう。顔は見えなくても、声の震えなどから耐え難い恐怖を感じたことが伝わってきます。

私は、犯人を捕まえるために必要な情報や今女性がいる場所を聴取しつつ、女性が少しでも安心し、落ち着くことができるような声かけを心掛けました。

警察官が通報者の元へ到着したことが確認できたので、私が「電話を切ります」と伝え、女性は「ありがとうございます」と言い、電話を切りました。

声と声だけで繋がる110番通報受理業務は、顔が見えない難しさがあり、通報者の声から事態の切迫性を判断しなければなりません。しかし、顔が見えないことを言い訳にし、対応を疎かにして判断を見誤れば、被害が拡大する事態に発展したり、不要な心の傷を負わせてしまうことにもなりかねません。

私は、通報者に自然と「ありがとうございます」と思ってもらえるような、安心感と落ち着きを与えられる心のこもった110番通報受理を心掛けています。

今後も、助けを求める第一声を聞き取るという重責を担う通信指令業務に誇りを持ち続け、日々の研鑽を継続して業務に当たっていきます。



人生の最期に携わる捜査員として

京都府警察本部刑事部捜査第一課検視官室検視第一係

坂田 祐子 巡査部長

私が勤務する捜査第一課検視官室は、発見された変死体等が犯罪によるものかどうかを明らかにするため、日々現場臨場し、検視や様々な調査活動を行っています。

現在の所属での勤務を始めて一年目の夏、ある自殺事案を取り扱いました。

猛暑の中、現場での活動は長時間に及びましたが、そこにいたのは日々の慣れから、ただ淡々と業務に当たる自分でした。

その後、検視等が終わり御遺体を母親ら御遺族に引き渡す時のことです。その母親は、御遺体と対面するなり、「一人にしてごめんね。辛かったやろうね。」と御遺体にしがみつきのながら、悲痛な表情で語り掛けたのです。

その姿を目の当たりにし、私は、「仕事をただこなすことに、必死になっていた自分の愚かさ」に気付かされました。

私達が犯罪死を見逃せば、被害者の無念は永遠に晴らせられなくなります。ですから私たちは、絶対に犯罪死を見逃すことがないように、検視や調査活動を徹底して行わなければなりません。しかし、それだけではないのです。御遺族の不安を少しでも和らげることができるよう、御遺族の気持ちに寄り添って、できるだけ丁寧な説明や対応を行うことも同じくらい大切だと思います。

私は、あの母親の姿を見て以降、常にこのことを心に留めて検視業務に従事していますし、これからもそうあり続けたいと思っています。

